

# 協働環境委員会会議録

令和2年8月5日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 17:23

## 【 案 件 】

1. 公共交通・お出かけ支援について
2. 健康づくりについて

## 【 報告事項 】

1. 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定の締結について **【環境対策課】**
2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要について **【新型コロナウイルス対策室・総合政策課】**

---

### ○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「公共交通・お出かけ支援について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

### ○まちづくり推進課長

公共交通・お出かけ支援につきまして、「買物支援対策事業(買物ワゴン)の運行及び利用状況について」、2020年(令和2年)6月末現在の資料に基づき、ご説明いたします。今回提出いたしております資料の説明につきましては、前回本委員会で提出いたしました内容の変更点のみの説明とさせていただきます。

資料1ページをお願いします。まず、【1】2020年度(令和2年度)の運行概要の(エ)の運行期間・運行日数等につきまして、筑穂地区の運行予定日数が、前回の33日からそれぞれ48日となっております。また、庄内地区の運行予定日数が、前回の25日から51日となっております。運行時間、運行予定日数、運行ルート数にそれぞれ若干の変更がある地区もございますが、運行概要の大きな変更点につきましては以上でございます。

資料の2ページ目をお願いします。【2】利用状況について、(1)利用状況・年次推移におきまして、令和元年度12月末の利用者数が、9036人から3月末現在で1万1966人となっております。また、令和2年度6月末現在の利用者数は、3100人となっております。

(2)の地区別利用者状況につきましては、利用者数、1日平均利用者数、運行日数におきまして、それぞれ上段は令和元年度3月末、下段は令和2年度6月末現在の数値に更新いたしております。昨年度と比較しますと、今年度6月末現在では、全体で1日平均利用者数は微減となっております。

以上、簡単ではございますが、「買物支援対策事業(買物ワゴン)の運行及び利用状況について」の説明を終わります。

### ○地域公共交通対策課長

続きまして、「本年6月末までのコミュニティ交通の利用状況等」につきまして、3ページをご参照ください。記載内容につきましては、昨年度までの年度単位、また今年度は6月末の利用状況について記載しております。

【1】にコミュニティ交通全体の利用者数について、年度ごとに、予約乗合タクシー、コミュニティバス、内訳として本市単独の4路線と宮若市との共同コミバスの状況を記載しております。なお、令和元年度につきましては、暦の関係で平成30年度よりも平日の運行日数が4日少なくなっておりますので、ご考慮ください。

【2】に予約乗合タクシーについて、記載しております。(1)の表ですが、令和元年度の

利用者数の合計は前年度よりも減少しておりますが、1日平均利用者数を見ますと2,9人の増加となっております。(2)の地区別の状況は割愛させていただきます。

4ページをご参照ください。【3】にコミュニティバスについて記載しております。(1)の表ですが、令和元年度の利用者数の合計は前年度よりも増加しており、1日平均利用者数も14,4人の増加となっております。(2)の路線別の状況は割愛させていただきます。

【4】に宮若市共同コミュニティバスについて、運行開始後の昨年度下半期と今年度の6月までの実績を記載しております。以上で、本年6月末までのコミュニティ交通の利用状況について、説明を終わります。

引き続きまして、前回の委員会において要求のございました資料を提出させていただいておりますので、その概要をご説明させていただきます。

5ページをご参照ください。「予約乗合タクシーのゆとり時間」について、ご説明いたします。「ゆとり時間」とは、予約乗合タクシーが乗り合いが出来るように、1件目の予約分の運行のときに、2件目以降の予約を一緒に組み込む、いわゆる寄り道のための運行ルート変更のための時間のことでございます。

【1】ですが、このゆとり時間は、主に直行時間にパラメーターを乗じて算出しており、移動距離に応じて変化いたします。予約乗合タクシーの予約の際には、その運行に係る時間を、直行時間、ゆとり時間、及び乗降に係る時間を加えて算出してしております。

【2】にサンプルを記載しております。(1)の1件目の予約の時に、青色の長さが直行時間を示しておりますけれども、赤色の長さがゆとり時間を示しております。到着地付近のたわんでいる部分がゆとりがあることを示しています。これ以降、2件目、3件目の予約が入る際に、この赤色のゆとり時間が用いられて、3件目でゆとり時間がなくなるというサンプルを示しております。したがって、3件目までが乗り合いが成立し、4件目以降に、このルート以外に予約が入った場合には、別の予約として予約が成立することになります。

下段の【3】に、ゆとり時間に関する設定変更等のこれまでの経緯を記載しております。以上で、「予約乗合タクシーのゆとり時間」について、説明を終わります。

続きまして、6ページから10ページには、「予約乗合タクシー及びまちづくり協議会が運営している買物ワゴンに関するアンケート調査」についての調査結果を記載しております。

6ページをご参照ください。今回の調査は、予約乗合タクシー、買物ワゴンの利用者を対象に、昨年10月、11月実施しております。

【1】に配布数・回収状況を記載しておりますが、予約乗合タクシーでは、配布が276人、回収177人、買物ワゴンでは、配布が195人、回収140人で、合計では配布471人、回収317人となっております。なお、【2】に記載しておりますように、両方の交通機関を利用されている方もいらっしゃいますので、各設問の回答数につきましては、予約乗合タクシーにつきましては回答数は237、買物ワゴンにつきましては174となっております。回答者は【3】の性別、7ページの【4】の年齢層のとおりとなっております。

各設問の調査結果につきましては、【5】から8ページの【8】までが予約乗合タクシーに関すること、【9】から9ページの【12】までが買物ワゴンに関することを集計しております。また、10ページの【13】、【14】には、現在買物ワゴンは土曜日に運賃無料で運行している地域が多くありますけれども、コミュニティ交通同様に、平日に有料で運行した場合の利用に関する意向を調査した結果を記載しております。個々の集計結果の説明につきましては、割愛させていただきます。

次に、11ページに「本市の交通政策に関する事業費の一覧表」を添付しております。上表の左側の欄に記載しておりますけれども、コミュニティ交通のコミュニティバス、予約乗合タクシー、民間路線バスの赤字補填、まちづくり協議会の買物ワゴン、福祉タクシー及び運転免許証返納に係るそれぞれの歳出、歳入、市負担について記載しております。なお、下の表

には、一部の地区のスクールバスで一般住民の有償混乗が行われておりますので、その状況を掲載しております。

続きまして、12ページ「道路運送法による運送事業の主な区分、及び先進事例について」を掲載しております。これにつきましては、前回の委員会の提出資料に、先進事例等を追加記載しているものでございます。表の中段あたりですけれども、「自家用自動車による有償の旅客運送」につきましては、山口県周南市、東京都武蔵野市、愛媛県八幡浜市、本県の北九州市の情報を記載しています。また下の表には、「道路運送法の許可を要せず、住民の輸送を行っている事例」として、愛知県豊田市の事例を記載しています。以上で、前回の委員会で要求のあった資料につきましては、説明を終わります。

続きまして、付託案件に関する事項につきまして、ご報告等をさせていただきます。13ページ以降になります。まず「路線バスの一部区間廃止の代替交通について」、ご報告いたします。

本件のこれまでの経緯につきましては、昨年10月に、西鉄バス筑豊株式会社より、庄内・伊岐須線の「赤坂橋」から「近畿大学前」及び「柏の森ヒルズ」から「中島組」の区間、並びに潤野・鯉田線の「吉北団地」から「飯塚市役所」及び「蓮台寺」から「潤野下区」の区間の合計2路線、4区間の廃止の申し出がございました。それ以降、西日本鉄道株式会社及び西鉄バス筑豊株式会社に対しまして、路線廃止の再考等を求める要望活動等を行ってまいりましたが、両社より本市に対して、本年3月30日付の回答書が提出されまして、庄内・伊岐須線の庄内地区の系統は減便し継続運行するけれども、その他の3区間につきましては、本年10月1日に廃止する旨の回答がございました。このことから、本年10月1日以降の代替交通機関を検討いたしまして、この費用に関しましては、先の6月議会におきまして補正予算の議決いただいていたところでございます。この度、7月27日に開催されました飯塚市地域公共交通協議会及び交通会議におきまして、その運行計画の具体的な内容が決定いたしましたので、その説明をするものでございます。

13ページでございますが、代替交通につきましては、【1】の部分ですが、基本的に、廃止区間を対象とするものですが、庄内・伊岐須線の「柏の森ヒルズ」から「中島組」の間につきましては、「中島組」バス停よりも隣接する「上の谷」バス停のほうが乗降時の安全性やバスの待機環境が良いこと等を鑑みまして、「柏の森ヒルズ」から「上の谷」の区間を運行するようにいたしました。

【2】の(1)ですが、運行方法としまして、飯塚東地区、鎮西地区、幸袋地区の同一地区内の移動は、予約乗合タクシーで使用している10人乗りワゴン車両を用いまして、廃止区間のバス停、運行ルートを、「路線ワゴン」と私どもは呼んでおりますけれども、それを用いまして、西鉄バスと同様な運行をしたいと考えています。

8時から17時の間におきまして、同一の車両をこの路線ワゴンとして輸送する時間帯と、予約乗合タクシーとしての輸送する時間帯とを切り替えて運行する「切替方式」と呼んでおりますけれども、そういった方式で運行させます。(2)の部分で、運行車両は現行の車両を使用いたしますが、飯塚東地区につきましては、1台車両を増台する予定です。(3)の運行時間につきましては、7時から8時台につきましては、通勤・通学利用者のためのバス利用者がいらっしゃいますので、この時間は、路線ワゴンの運行をいたします。(4)ですが、この代替交通は継続運行する路線バスとの乗り継ぎをしていただいて、目的地まで移動していただきたいと考えておりまして、その接点となるバス停を乗継場所として、運行ダイヤの調整を行っております。

この運行につきましては、本年10月1日から令和3年3月31日の6か月間の暫定的な対応として考えております。このワゴンの運賃につきましては、200円としておりまして、回数券の使用、障がい者割引は、現在のコミュニティ交通と同様に適用する予定です。

14ページにその運行ダイヤを記載しておりますが、昨年度の乗降調査の結果、乗り継ぐバスの運行ダイヤ等をもとに編成しております。

13ページの下の部分にちょっと戻っていただきまして、幸袋地区から飯塚市役所の複数の地区にまたがる部分につきましては、宮若市共同コミュニティバスが廃止区間を運行するように、運行ルートの変更をいたします。

18ページをお願いいたします。18ページのオレンジ色の部分がこのルート変更後のルートで、緑色が従前のルートになっておりますが、これまでのルートと同様に宮若市から幸袋地区内を経由いたしますが、幸袋交流センターを運行した後は、運行ルートを変更いたしまして、廃止となる西鉄バスと同様に、鯉田地区、立岩地区をこのバスが運行するルートに変更しております。最終的に新飯塚駅、飯塚バスターミナルに行くようにしております。

また、19ページ、20ページには、その運行ダイヤ、運賃を調整したものを記載しております。なお、この内容につきましては、宮若市においても承認いただいております。

以上の内容につきましては、関係する沿線地区である飯塚東地区、鎮西地区、幸袋地区のまちづくり協議会や自治会長会の会議において、説明させていただいております。ほかの地区につきましても、今、日程等を調整をしているところです。なお、沿線地区の一般住民の方に対しましては、周知チラシの配布、各バス停の表示板にチラシ等を張るなどして、お知らせする予定にしております。

21ページになりますけれども、減便で運行することとなりました庄内地区の庄内・伊岐須線の赤坂橋系統の10月以降の運行ダイヤを記載しております。ご参照ください。

続きまして、22ページをよろしく申し上げます。「民間路線バスの赤字補填について」、ご報告いたします。本市内を運行しております西鉄バスにつきましては、小竹・天道線は平成15年度、確井・大分坑線におきましては昨年度から運行経費の赤字補填を行っております。このたび、本年4月1日付で西鉄バス筑豊株式会社より、弊社の経営環境においては、輸送人員の減少や乗務員不足により大変厳しい状況にあり、事業者自身の赤字補てんによる経営も限界になりつつあるため、現在の「庄内・伊岐須線」、「潤野・鯉田線」、「上山田線」、「大隈線」の4路線について、2020年10月運行分からの赤字補填を沿線自治体に要望する旨の申し出がっております。

該当する各路線につきましては、22ページにその概要を、23ページに路線図を掲載しております。今回の申し出に関しましては、「庄内・伊岐須線」及び「潤野・鯉田線」の2路線につきましては、本市内で完結する路線であり、また「上山田線」及び「飯塚・大隈線」につきましては、嘉麻市も運行している路線でございますので、現在、嘉麻市とともに西鉄バス筑豊との協議、調整を行っているところでございます。なお、本件につきましては、本年10月以降の運行に係る西鉄バス筑豊との契約の関係から、9月議会の補正予算で予算措置を調整しているところでございます。

最後に24ページ、「西鉄バス「筑豊（急行）福岡線」の一部区間廃止の申出について」、ご報告いたします。本件につきましては、本年7月31日付で、西鉄バス筑豊株式会社より、「慢性的な乗務員不足状態であり、要員状況の先行きは極めて不透明であることや、利用実態、収支状況等を踏まえて、来年の2021年9月30日をもって路線の廃止をしたい。」旨の申し出がされているものでございます。当該路線につきましては、戻っていただき、資料23ページの赤色で示している路線でございまして、田川方面から本市や粕屋郡内を経由し、福岡空港、博多バスターミナル間を運行する急行バスでございまして、24ページに当該路線の運行ダイヤを記載しております。今後、沿線自治体である田川市や粕屋郡の自治体等とも連携を取りながら、当該路線の存続に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上で、提出しております全ての資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、資料が多く、内容も多岐にわたっておりますので、質疑につきましては、資料の1ページから4ページまで、5ページから12ページまで、13ページから21ページまで及び22ページから24ページまで並びに本件全般についての4つに区切り質疑を行いたいと思います。まず、資料の1ページから4ページまでの内容につきまして、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

買い物支援についてですけれども、買い物支援ワゴンのほかに移動販売車を走らせています。鎮西が8カ所ということですが、新たに始まった穂波東は何カ所、どういうルートで行っていますか。

○まちづくり推進課長

穂波地区でございますが、こちらのほうが高田方面につきましては、1ルート、7カ所停車いたしております。あわせて、穂波東方面につきましては、1ルートで8カ所停車いたしております。

○川上委員

穂波東の1ルート、8カ所の8カ所はどういったところですか。

○まちづくり推進課長

まず、忠隈2区公民館を出発いたしまして、次に忠隈住民センター、それから忠隈浦田公民館、次に神ノ浦浦田公民館、平恒本町集会所、平恒公民館、7カ所目が楽市東区集会所前公園、最後に旧楽市小駐車場でございます。

○川上委員

事業者はどちらですか。

○まちづくり推進課長

事業者につきましては、穂波東校区まちづくり協議会のほうで、最終的には、穂波地区のまちづくり協議会のほうで、この事業を展開いたしております。移動販売を走らせている業者につきましては、グリーンコープになります。

○川上委員

補助が出ていると思いますけれど、どこからどこへ、どういうふうな流れで補助が実際に仕事しているグリーンコープにいつているのか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

飯塚市のほうから穂波地区のまちづくり協議会のほうに補助金を交付いたしまして、その後に、穂波地区まちづくり協議会からグリーンコープさんのほうにお支払いをしている状況です。

○川上委員

額は幾らですか。

○まちづくり推進課長

トータルで年間約94万2千円になっております。

○川上委員

新型コロナと同時スタートということで、心配をしておりますけれども、利用状況、そして利用されている方々がどういうふう喜んでおられるか、ちょっとお尋ねします。

○まちづくり推進課長

穂波地区におきましては、7月から開始したばかりですので、手元にちょっと資料はございませんが、大体、出発式のときに我々も行きまして、大体1地区、1カ所ですかね、1カ所当たり10名前後の地域の方が来られているという状況で、新聞にも掲載されましたけれど、かなり地域住民の方は喜ばれているという状況でございます。

○川上委員

コミュニティバスの改善、あるいは買い物ワゴンの運行とリンクする形ではないかと思いま

すけど、どういう話し合いの中で、これが実現するに至ったのか、簡潔でよいので紹介してください。

○まちづくり推進課長

買い物ワゴン、また移動販売につきましては、先もって平成27年度に、まず買い物ワゴンを鯉田地区を皮切りにスタートしています。その後、検討する中で、最終的に現在、買い物ワゴンは7地区で運行をしておりますが、今までの経過の中で、お出かけ支援という形の分で、それぞれの地域のご意見とか、ニーズをお聞きする中で、昨年度から鎮西地区におきまして移動販売という形で、新たな初めての取り組みが開始されました。その経過を受けまして、穂波地区におきましても、高田校区におきましては買い物ワゴンを既に運行されていましたが、穂波東地区におきましては、どちらか検討した結果、移動販売のほうが地域のニーズにあっているという経過の中で始まったという経過でございます。

○川上委員

考え方としてはどちらから一つではなくて、両方という、両方というのは移動販売方式とそれから買い物ワゴン方式と、両方を並行して事業をすることができるということだったと思いますが、それはまだ変わっていないですか。

○まちづくり推進課長

前回の本委員会でそういうお話になっておったと記憶しています。各地区におきましては、そういう状況も踏まえた中で、今、高田校区が若干、買い物ワゴンとあわせて移動販売という形で実施しております。全ての地区で今そういう形の部分で実施するという形の意向、要望等はありませんが、買い物ワゴンの運行と移動販売、そこら辺の重複について、市としても各地区の状況とか意向を把握した上で、判断していきたいというふうに考えています。

○川上委員

買い物ワゴンの事業と移動販売の事業は、どちらか一つということではありませんという答弁と思います。それで、答えにくいかもしれませんが、この事業を地域で住民のお役に立つように仕事をしていく上で、市としての勘どころ、お金を出すということは当然あると思うんですけど、勘どころはどこか、そういったものがありますか、工夫のしどころというか。

○まちづくり推進課長

現在、買い物ワゴンを試行、それから移動販売も鎮西を初めとして、穂波地区も開始されました。当然、補助金を交付する中で各まちづくり協議会を通じて各住民の方の意向を的確に把握した中で実施をしているような状況というふうに認識しております。そうした中で、市としては、やはり本当に困ってある方、そういう方、いわゆるお出かけ支援に必要な部分がどういうものなのかというのを各地区のまちづくり協議会の方々とお話し合いをする中で、そういう部分については、市として工夫をする部分があれば、取り入れられる部分は取り入れていきたいと思いますが、現在のところはそういう形で、買い物ワゴン、それから移動販売、あわせて、コミュニティ交通もございますので、そういう全体像を見ながら各地区のご意見、本当に移動、お出かけに支障があるような方々の支援について、一緒に考えていきたいと考えております。

○川上委員

公共交通とまちづくり推進、あるいは地域政策に特化した担当課をつくったでしょう。これは、今の段階でまだ評価は早いかもしれませんが、期待としては、今お聞きした勘どころをつかんで、地域の住民の皆さんの多様で切実な要求に応えていくという点で言えば、機能を発揮し得る体制を4月からスタートさせたと思うので、引き続き頑張っていただきたいというふうにも思っております。それで、買い物支援ワゴンについてですけれども、運行状況はわかりました。この利用状況の特徴としてはどういうふうに捉えておられますか。

○まちづくり推進課長

特徴と申しますか、各地区で運行されております買い物ワゴンにつきましては、10人乗りワゴンという形で、先ほども申しましたように、本当にその地域で困られている方がご利用されているという形での認識をしております。そうした中で利用者像としましては、やはり、お年寄りの高齢者が多いというふうに各地区からお話をお聞きしております。どちらかと言えば女性の方が多いという形で報告を受けている状況です。アンケート調査の結果にも出ていますが、そういう状況で捉えているところでございます。

○川上委員

本市の場合は、新型コロナ陽性の確認者が3月が2人、4月が2人、5月がゼロ人、6月がゼロ人、7月が30人、8月が3人というような状況で、市民の中での、国際的な、世界的な、全国的な傾向もありますけれど、本市で今言ったような傾向をたどっている中で、高齢の方を含めて買い物ワゴンの利用について、不安とかあろうかと思えますけれど、そういう声は聞いていますか。

○まちづくり推進課長

コロナの状況禍におきまして、買い物ワゴンの運行につきまして、内部でも当然、協議はいたしました。また、福岡県からもこうしたコロナ感染症に関する緊急事態の状況の中でも、地域公共交通、また買い物ワゴン等の移動支援につきましても、予防対策を講じた上で実施していただきたいという要請もあっておりますので、その中で各地区におきまして、利用者の方に、当然、ご利用の際には咳エチケット、マスク着用、また乗車前には手洗いと消毒、そして車内におきましては、窓を開けるなどの定期的な換気、これはもう事業所のほうにお願いしまして、また体調不良の際には、ご利用を控えていただくような形で、各買い物支援のワゴン車のほうに張り紙を掲示しまして、また利用者のほうには乗るときに運転士のほうから、そういう話を注意喚起していただいているという状況でございますので、若干、昨年度に比べますと6月末現在で比較しますと、コロナの影響があったのかなという部分は、ちょっと捉えているところがございますが、不安はありながらも買い物ワゴンを活用している高齢者が多いという認識でございます。

○川上委員

私は、この買い物支援ワゴン、お出かけ支援ワゴンは、本市のとりわけ過疎地域における公共交通、住民の移動の権利を保障していくという立場からいえば、今後、主流になっていく、コミバスだけでは不足するので、穴を埋めるというようなことではなくて、今言いました地域においては、これが主流になっていくべきものではないかというふうにも思っているんですけど、そうした点で言えば、私が2018年の12月議会で1年のうち、ひと月とかふた月とかの運行ではなく、希望のある地域には希望の回数だけ、1年、12カ月運行できるよう速やかに財政措置をとるというふうに求めたところ、市の答弁としては、地域の方々ができるだけ年間を通じて利用、試行できる形で運行するというのを答弁されたんですけど、19年、それから20年と充実されていっている方向だろうと思います。ただし、週に1回というようなところにとどまっておりますので、例えば、筑穂内住の老人会の皆さんは、市長との懇談の中でも土日を含めて週3回あれば本当にありがたいというようなことも言われておりましたし、一律ではなく多様な要求に多様に応えていくという形で、いわば私の言葉で言えばモザイク的でも申しますか、細やかに対応できるようにしたらどうかと思うんですけど、現在は細やかな努力がされつつあると思うんですけども、先ほど言ったような体制のこともあって、それで、この体制のことはわかるんですけど、なぜ飯塚市がきめ細やかに住民の要求を入れてやろうとすることができるかというところを、ちょっとどういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○まちづくり推進課長

この点につきましては、買い物ワゴンという形で今試行はしておりますが、やはり、各地区

の地域運行といいますか、地域内運行というのはかなり高齢化も進んでおりますし、特に過疎地におきましては交通手段が必要であるという形で認識しております。そうした中、我々まちづくり推進課としましては公共交通と買い物ワゴン、そこらへんも今後いろんな手法で、それぞれ地区ごとに、全地区一律ではないという形の部分の体系をつくっていくような形の部分は、地域公共交通対策課とも、常日ごろから打ち合わせをしているところでございます。そうした中で、やはり地域の意向を確認できる部分につきましては、当然、各地区まちづくり協議会とか、参画しています末端の自治会、そういうところを中心にいろいろ意見をいただきまして、当然、我々もそういう意見を組み入れた上で100%可能な部分はないかもしれませんが、なるべく寄り添った、そういう形で地域住民の声をお聞きした中で、こういう公共交通、また地域運行についてはやっていく必要があるというふうに認識をしております。

○川上委員

住民の中に福祉を大事にしてもらいたいという気持ちと、行政の側に福祉を大事にしたいというのがかみ合うときに、そうした前向きな変化が生じるのかなと思うけれど、同時に市の側には今言いましたような特別というか、特化した体制も工夫されている。一方で、地域には地域の自治組織がそういう地域の要求を捉えて頑張ろうとしているという、そういう響き合いというのがあるんだろうと思うんだけど、法律的な問題で言えば細やかにいろいろ工夫していくと、10月からも運行の改善をすべきところは微調整していくと。この微調整というのがなかなか重要で、これができるという鍵はなんだと思いますか。無料ということではないんですか。これが無料だから、今言ったような細やかな調整を、比較的機敏にできるというんだけど、その点からいうと、これは飯塚市の買い物、お出かけ支援ワゴンの肝というか宝だと思うんですよ。そういう状況があるんだけど、今度の提出資料の中で、11項目、何ページあるのかな、アンケートの11と12に気になるアンケート項目があるんですよ。

○委員長

川上委員、後でその分は質疑をされたほうが。

○川上委員

今したほうが流れの中で、やりやすいと思いますので――。11項目は、買い物ワゴンに満足しているところをお答えくださいとなっています。12は不満なところを教えてください。そして、13、14が気になるわけです。これはどういう意味ですかね。13の質問の意味は。もし仮に、予約乗合タクシーのかわりに、平日に有料で買い物ワゴンが運行することになった場合に、例えば、買い物ワゴンの運賃が、コミュニティバスの運賃200円や予約乗合タクシーの運賃300円程度になった場合に利用しますかという質問なんですよ。これは買い物ワゴンを無料ではなく有料にした場合、あなたは利用しますかと聞いているように読めるわけです。それから、14には電話かけているみたいで、もしもしくるわけですよ。平日利用できるものを選べる場合、予約乗合タクシー（現在の運賃300円と買い物ワゴン、前項13の運賃の場合）のどちらがよいですかとくるわけです。200円か300円になった場合ということでしょう。このアンケートをとる、質問をする意味がわからないんです。13についてはどういう目的で聞いたのか。14はどういう目的で聞いたのか。一緒に答えたほうが答えやすいのか、それぞれごとに答えたほうが答えやすいのかわかりませんが、ちょっと説明してくれますか。

○地域公共交通対策課長

ただいまのご質問につきましては、この設問に関しましては、今コミュニティ交通で運行しております各地区の中での人の輸送方法につきまして、どういった方法が今後その地区に適しているのか、合っているのかということを考える場合、買い物ワゴンという捉え方もありますけれども、これにつきましては、いわゆる定時定路線型の運行をして人を輸送する、いわゆる西鉄バスのように決まったルート、決まったダイヤで運行をするような形の輸送機関、また現

在、予約乗合タクシーにつきましては、デマンド型の運行ということで、一つの地区の中でも異なる形式の輸送の方法を採用しているという状況がございますので、今後の地域内の輸送機関ということの考え方の中に、その地区、その地区でどういった輸送機関が適しているのか、合っているのかということをご検証するために設けた設問でございまして、買い物ワゴンの有料化するという捉え方ではなくて、買い物ワゴンのように定時定路線型の運行しているものと予約乗合タクシーのデマンド型の運行をしているもの、どちらがその地域に合っているか、利用されている皆さんがどのように思われているかということをご聞きしているという状況でございます。

○川上委員

これは、このアンケート等の内容だけを見ると、市役所はせっかく無料で、負担がないということもあるけれど、先ほど言ったようなメリットのある無料を諦めて、デマンドで、予約で来るやつか、それとも定時定路線で来るものか、どちらか一つ選びなさいと、しかもそれは有料ですよと、そのときでもあなたは乗りますかというように聞かれたようになる、受けとめるんじゃないですか。山間の小さな集落にお住まいの方々が、病院にもまともにいけないねというようなときに、いろいろみんなで市長にもお願いして、この買い物支援ワゴン、お出かけ支援をやったんだけど、有料なるということになっても乗らざるを得ない。有料になれば、言いたいこといっぱいあるけれど、市民は負担がふえるということだけではなくて、きめ細かな微調整機能がなくなってしまうのではないのかと。だから、アンケートの結果としては、筑穂でも5割の方が乗りますよというふうに回答してしまいますよね。そうしたら、市としては有料で200円ならどう、100円ならどうということ、大丈夫のかなというふうに誤認してしまう危険性がある。もうそれしかないんですもん。だから、この場で反論しようということではなかったんだけど、14のほうはどういうことですか。今ので、同じことということになるんですかね。

○地域公共交通対策課長

内容としましては、設問の13につきましては有料化になった場合の考え方、そして14番につきましては、デマンド型の予約乗合タクシーと定時定路線型の買い物ワゴンの併用だったり、選択だったり、そういったことを地域の方がどのようにお考えになっているか、また、どういうやり方が今後、市として取り組めるかということの検証のために設問を設けさせていただいております。

○川上委員

副市長に私が申し上げたことがありますけど、この地域はAパターン、この地域はBパターン、要求が多いから、この地域はCパターンとかいうのもあるかもしれません。しかし、同じこの地域でもAパターンがいいという住民もおられるでしょうし、理由もあるよね。定時定路線の精神的な面もある。しかしそれでは間に合わない、週に1回か、週3回、頑張っても週3回ぐらいのことでしょうから。そうしたら、取り急ぎというときがあるじゃないですか。予約、デマンドが有効でしょう。だから、この地域はAですよと、有料ですよと。B地域は予約ですよとかいうことではなくて、やっぱり重層的な、さっき多様にと言った、だからモザイクとはそういう意味です。ここはA、ここはBというピースを充てるようなやつなんで、重層的なモザイクというかな、が実は比較的財政出動もかからなくて、きめ細やかに対応できるのではないかと思うので、言っているわけだけど、これはどういうことになるのかな、全体の見直しのスケジュールがあるでしょう。それにこれをコミュニティバスサイドのほうで、この結果を反映させて有料化をしようとかいうような素案づくりに入っていくつもりなんですか。

○地域公共交通対策課長

コミュニティバスや予約乗合タクシー、今コミュニティ交通と言っておりますけれども、その見直しに際しましては、この買い物ワゴンの利用状況というのは非常に有効なアイテムと

して考慮しなければならないというふうに考えております。そういった中で、この分につきましては、有料化とかそういうことも含めてですけれども、全体の市としての公共交通のあり方を考える中で、検討すべき課題だというふうには捉えております。

○川上委員

梶原副市長とは、この問題で随分意見の合わないところ、合うところを議論して、市を代表しての答弁があって、今日があるんだけど、ここで買い物ワゴン、お出かけ支援ワゴンを有料化するというメリット、意義はどこにあるんですか。

○まちづくり推進課長

買い物ワゴンにつきましては、今、地域公共交通対策課長が若干、答弁させていただきましたけど、今の段階で買い物ワゴンを有料化するとかいう形の部分は、内部で方向性として、そっちに舵を切るとかいう形の部分は、まだ考えていない状況ですけど、ただ、やはり買い物ワゴンの試行につきましても、地域のニーズがどれだけあるかという実態把握、そういう意味で、試行期間を2、3年する中で、いわゆるいろいろ検証ができると。そうした中で、コミュニティ交通全般のコミバスとか、予約乗合タクシーと抱き合わせでどういう形の運行がいいかとかいう抜本的な見直しと言いますか、そういう部分を考える上で、今の段階では買い物ワゴンをコミバスと一緒に抱き合わせることができるかとか、そういう部分も今後、検証していく必要があるかなというふうに考えていますので、有料化する部分の当然、メリット、デメリットがあるかと思いますが、その点について、買い物ワゴンに特化して、その分だけで今言いましたメリットと言いますか、有料化したときのいい点、悪い点というのは、そこだけの特化して考えてはいない状況でございます。

○川上委員

もう既に試算していると思うんだけど、今の買い物支援ワゴンの利用状況かける2の場合はどれぐらいの収益になるのか、2というのは200円ですよ。往復400円だから、200円かける2の場合の収益の試算はどうなっているのか。もし300円かける2の600円かける利用人数の場合はどれぐらい試算したのか、ちょっと聞かしてください。

○まちづくり推進課長

先ほどもご答弁させてもらいましたが、そういう具体的な試算は現在まだやっておりません。先ほど申しましたように、有料化という話も全くないことはないかなという形で考えている部分もありますけれど、これはやはり、全体を見直す中で買い物ワゴンのあり方を、それぞれ地域でどうあるべきかというのを、やはり先ほど申しましたように、各地区の意向とかご意見も踏まえまして、市の最終的な方針のほうに反映させるような形の部分ができればというふうには、今考えているところでございます。

○川上委員

有料化のメリットは何もないでしょう。先ほどから言っているように無料であることがきめ細やかさだとか、あなた方が仕事する上でも無料のほうがしやすいはずですよ。そういう意味では、有料化にメリットはないだろうと。財政への寄与とかいう考え方もあるかもしれませんが、でも、今私が言った数字をさっと計算したらわかるじゃないですか。ほとんど、市の財政は700億円規模ですからね。財政調整基金だって、新型コロナで8億円くらいしか使っていないけれど、100億円を超えて減債基金、それからふるさと応援基金と合わせればあるわけでしょう。こういったことからいえば、高齢の方から行き200円、帰り200円くださいと400円もとって、1週間に一遍ですよとか、往復400円とって、そういうことをする必要が全くないと思うので、副市長には、申し上げておきたいと思いますが、こういうアンケートを取ることで自身が、自分たちが今まで頑張ってきたことと矛盾する方向のアンケートをとっているんじゃないかと。今後、改訂していく流れの中に、この買い物ワゴンの有料化というのは、自分の小さな成果というか、将来大きくなっていくかもしれない成果を、市長みずか

ら台無しにしかねないようなものがあるので、それはもう改めてもらいたい。もう考えないでほしいということを、きょうは副市長ですから、副市長に申しておきたいと思います。コミバスも続けていいんですかね。

○委員長

まだです。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

この買い物ワゴンの利用者の利用形態は、おおよそどんな形になりますか。便数とかも合わせてご案内いただけますか。というのが、乗って買い物に行かれるわけですよね。何らかのお店の近くで降りて買い物をされるわけですよね。それまでバスは待っているわけではないでしょう、当然のことながら。そういった形の利用のときに、行きも帰りも利用される方々というのはどのぐらいいるのか。それを引いたら片一方だけの利用、例えば行きだけの利用はどのぐらいでとか、わかっているのかどうか。それとあと、この利用者の数というのは、行きと帰りも利用する方を1としてカウントするのか。それとも、行きが1回、帰りが1回、そういうカウントなのか。そういったことも合わせて、あと時間帯、こういった便数があつて、こういった形で利用されているのかもあわせて、ご案内いただけますか。

○まちづくり推進課長

7地区ございますので、ちょっと一つの例を言いますと、まず買い物支援という形でスーパーとかに行くときに、ご利用されて、例えば8時半ぐらいにご自宅付近の乗降場所で乗られて、スーパーのほうで買い物のほうに、大体10分、20分ぐらいで到着されると。その後に、買い物を大体4、50分されて帰りの便がちょうど合うような形のダイヤの設定、そういう設定をしている地区がほとんどでございます。中には、医療機関、病院とかもございますけど、おおむねスーパーに行かれる方が多いという形で、その方たちは買い物をされて、1時間弱、50分ぐらい買い物時間をちょっと余裕をもってとった上で、帰りの帰路につくというような形で、行き帰りという形で乗られている方が、大体ほぼほぼ大半じゃないかという形で、そういう形を認識しており、各地区からそういう報告を受けております。往路1回、スーパーにいったら1回、帰りはまた1回という形でカウントしています。

○江口委員

ほとんどの地区で、ほとんどの方々が往復の利用である。今、朝の時間帯のお話があったんだけど、1日これは何便とかあるんですか。今、カウントは降りたら1回だよという話がありました。そうすると実利用者数というのは、おおよそこれを2で割ればよいと考えればいいのか、そこら辺もあわせてお聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

1人の方が行き帰りで2にカウントされますので、実利用者はそのような形で間違いございません。それから、各時間帯のダイヤにつきましては、そこそこでちょっと設定が、大体もう朝から昼までの便と、また午後から夕方までの便という形で、全地区、大体午前中だけのところもございますが、1地区だけ午前中だけで、あとは大体、午前・午後という形で、大体午前2便、午後2便、もしくは3便という形のダイヤになっております。

○江口委員

午前2便、午後2便、もしくは午後3便というお話だったんだけど、そうすると、地区内でもやっぱりいろんなところがありますよね。そうすると、例えば、Aさんが住んでいる地区に関しては、全部が午前2便、最高だったら午後3便で、合計5便あるわけでしょう。全部5便がそこを回っていくのか、それとも例えば、いろんな地区があるので、午前2便はこっちとこっちだったと――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:00

再開 11:10

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

どこまで話しましたか。答えからですか、どっちでしたか。

○委員長

まだ、途中だったです。

○江口委員

お聞きしたいのが、それぞれの地区でやり方は違うかもしれないんだけど、例えば、家がありますと、その家のその方のところが利用しようとするときに午前2便、午後3便が全て利用できる形なのか、それとも例えば、行くエリアが便で違うので、午前、午後1回だけがほとんどなんだよとか、そういったところに関してはどうなっているのか、お聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますように、各7地区それぞれダイヤの設定が異なっております。ルート設定も1ルートのところとか3ルートのところ、それぞれまちまちでございまして、多いところは、ダイヤが6便あれば6便それぞれご自宅の近くから乗れるという地区もありますし、少ないところは午前1回、午後1回とかいう地区もございまして。そういう状況で、これは各地区のまちづくり協議会の中で、いろいろ試行錯誤しながら、ダイヤを考えておりますので、当然、本当に必要とされている利用者の意向に沿うような形のダイヤを今設定されているという形で、認識しております。

○江口委員

ばらばらだということなんですが、片一方で費用を見ると、買い物ワゴンについては、全体の事業費としては、1317万8千円前後あるわけですよ。片一方で利用者は1万2千人弱だったという数字があるんですが、今までのお話だと大体ほとんどの方々が、行ってスーパーのところ下車されて、買い物をされて、4、50分後にまた回ってくるのに乗られて帰られるというお話でした。そうすると、およそ1人当たりの単価としてはどの程度と認識すればよろしいですか。

○まちづくり推進課長

資料の2ページになりますけれど、利用者数が1万1966人で、単純に最終実績の1300万円弱の金額を割り戻しましたら、大体約1人当たり1100円という形になろうかと思えます。それが往復でございましたら、1人にかかる経費が2200円と。先ほどちょっと買い物を利用される方は、必ず帰りも利用されるというご答弁をさせていただきましたけど、ほぼそうですけど、なかには帰りは乗らない方もおられるということで、ちょっとその点だけ申し添えさせていただきます。

○江口委員

とすると最低でも片道で1100円かかるんだと。なおかつ、利用者のほとんどが往復利用だと考えると、1人が1日乗られるコストとしては、およそ2千円強かかるというふうな理解でいいですかね。

○まちづくり推進課長

約2200円、2千円ちょっとという形で間違いございません。

○江口委員

あと各地区、7地区あるわけですよ。そして、便数もある程度、便数があるわけですよ。そうすると、1便当たりの乗車数としてはおおよそどの程度になるんでしょうか。

○まちづくり推進課長

10人乗りワゴンでございますので、大体7人から8人という形の部分で、全便の中で満車になるところも年に何回かあるという形でお聞きしております。そうしたときは、またその委託業者に別の手法で代替の交通を出していただいているような状況でございます。

○江口委員

10人乗りで回っているんだけど、大体7、8人乗っているという形でいいんですかね。

○まちづくり推進課長

すみません、多いところではそういうことで、少ないところにつきましては、3人とか、早い便とかにつきましては少ない人数の便もございます。大体、多いときが、10人マックスというのが年に何回かということで、大体7人前後が多いというのは聞いておりますが、時間帯によれば3人とか、4人の便もございます。

○江口委員

平均で言うと何人になりますか。

○まちづくり推進課長

申しわけございません、それぞれの地区の全体の中の平均というのは、ちょっと今ここに資料を持ち合わせておりません。大体平均したら、ちょっとすみません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:16

再 開 11:17

委員会を再開いたします。

○まちづくり推進課長

申しわけありません。1日の平均利用数は資料に示させていただいていますが、便数ごとの各地区の平均という数字は、ちょっと足し合わせておりませんので、申しわけございません。

○江口委員

次回で結構なので、そこら辺のことを含めて、買い物ワゴンの利用状況がもう少し詳細にわかるような資料を出していただけましたらと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

コミュニティバスを含む公共交通の事業の計画の見直しについては、市が素案を出して市民意見を聞くよりは、まず、市民の意見をきちんと聞いて、つまり素案づくりに市民の意見が反映する必要があるのではないかなというように前回述べて、折からアンケートをとっておりますということだったわけですが、もう一度、この計画の見直しのスケジュールを再確認したいので、説明してください。

○地域公共交通対策課長

コミュニティ交通の体系の再編につきましては、今までのコミュニティ交通の利用実績、また、まちづくり協議会がやっております買い物ワゴン等の実績等を踏まえまして、市のほうで素案を策定というか検討しながら、また、まちづくり協議会等で地区内の運行等、輸送等にかかわっている方々、そういった方々のご意見も聞きながら素案を策定し、来年度の運行とか、次期交通体系を再編したいということで、今検討しているところでございます。

○川上委員

素案をまとめる予定はいつですか。

○地域公共交通対策課長

素案を策定するスケジュールにつきましては、今年度当初に、今年度中にできれば秋口に策

定したいというようなことで検討を今進めているところでございますけれども、新型コロナウイルス関係の影響を多々受けている部分もございまして、そういったことを含めまして、スケジュールについて、また検討しているところでございます。

○江口委員

ごめんなさい、進行について、今は4ページ目までの質疑なんですよね。という形だったかと思うんですが、今それこそ全体見直しをどうするのという話が、質疑があっているかというように思います。その分はざっと、この資料の部分をベースに、1ページから4ページ目、何ページから何ページとあったと思うので、それが一旦行った後に全体の見直しとかに関しては、回していただいたらどうか、そうしていただいたほうがいいのかと思うんです。ちょっとご配慮ください。

○委員長

川上委員、最後に全般についての質疑もありますので、そのときにまとめて質疑していただけますか。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

次に、資料の5ページから12ページまでの内容について、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

予約乗合タクシーに関連して、お尋ねします。予約乗合タクシーのこの間の課題は、私としては3つかなと思っております。1つ目は、利用料プラス予約成立が利用者が求めるときに、それがスムーズにできているかいないか。それから2つ目は、それとの関わりもありますけれども、乗り継ぎ問題。要するに、旧自治体区分、公民館区から外に出られませんよという問題。3点目は、立岩地区については、全く利用ができないと。外から入ることもできないし、中から外に出ることもできない。より差別的な対応になっているわけですよね。これは、この委員会でも過去に指摘があったことなんだけど、それぞれについて、どういう状況になっておるのか。今3つ言いました。順を追って説明してもらいたいと思います。

○地域公共交通対策課長

ご質問のありました3点につきまして、予約の成立の内容につきましては、昨年度から、この委員会でもいろいろとご説明させていただいておりますけれども、大体予約の成立確率というのは90%程度は成立しているかと思っております。ただ、質問者が言われますように、必ずしも求めている日時等にフィットするような予約が成立しているかといいますと、していない場合も当然、ほかの予約との兼ね合いもありますので、成立しない部分もあるというのは事実でございます。次に、乗り継ぎにつきまして、いわゆるデマンド型の交通体系をとっておりますので、その運行できる運行エリアというのを設定しております。これにつきましては、運輸局のほうの許可の部分もございまして、現在の各地区の生活環境や交通状況を踏まえたところで設定しております、いわゆる地区内での輸送ということをさせていただいておりますけれども、その境界付近の主要な施設には行けるよということ、区域外の部分を一部運行できるようにしております。そういったところで地区内の運行をしております、またこのシステムで到着時間や出発時間が設定できますので、現在、運行しております民間の路線バス等に乗り継いでいただいて、主要な施設、地区に移動していただくという交通体系を、現在、構築しておりますので、それを利用していただくという形になろうかと思っております。3点目のいわゆる立岩地区等の中心市街地につきましては、予約乗合タクシーは従前より運行しておりません。これにつきましては、民間の路線バスの運行状況等がかなり充足しておりますので、予約乗合タクシーを運行させることは、そういった民間事業への重複、そしてまた影響があるということではないといった状況でございます。

○川上委員

最初の残りの10%の方たち、予約が成立しなくて利用ができないという方たちには、どう  
いう手当てを考えているんですか。実際にどういう手当てをしているのか。

○地域公共交通対策課長

先ほど90%程度というふうに予約成立のお答えをさせていただいておりますけれども、そ  
の確率というのは、基本的には第1希望といいますか、主要な目的にかかる利用者が希望する  
時間に近い時間帯での成立に対する確率でございます。残りの10%の方々ににつきましては、  
ちょっと希望とは沿わない形にはなろうかと思っておりますけれども、時間をちょっとずらしていただ  
いた中で、予約をしていただくと言った形で、予約乗合タクシーの運行をさせていただいており  
ます。

○川上委員

そうすると何パーセントになるんですかね、予約成立状況は。逆に言ったら相談したのに、  
申し込んだのに予約が成立しない状況というのは。

○地域公共交通対策課長

申しわけありません。手元に数値等を今、持っておりませんが、成立していないのはわずかな  
数値であったと記憶しております。

○川上委員

成立しないところについては、何か特徴がありますか。時間帯とか、地域とか、どうですか。

○地域公共交通対策課長

私どもが把握している状況といたしましては、今、質問者が言われるような特徴的なものは  
把握しておりません。

○川上委員

それは大変だと思いますけれど、定路線で定点でという路線型の場合は、乗りたい人乗れる人  
が来るわけだから、パーセンテージとか、そういう意味では、ワゴン車の定員に対するパーセ  
ンテージはあるかもしれないけど、要求をしている人との関係では大体100%のはずなんで  
す。大体は。乗りたい人がそこに来るんだから。要求の実現度というのは、10割に近いので  
はないかと私は思うんだけど。オンデマンドというのは、予約すれば、全ての人に対応します  
というのが売り出しでしょう。原則じゃないですか。だから、予約は成立しない人は困ってい  
るわけですから、その人に対するケアというか、サポートというか、きちんと把握して何か手  
当てをするようなこと考えないといけないのではないかと。例えば、その方が普通のタクシーで  
移動するとするでしょう。そしたら、それに対して券か何かを出して、差額を応援するとか、  
そういうようなことが考えられないのかとかいう意見もあるんです。だから、100%応える  
ためにどうするのかというのを考えていく必要があるのかなと。こういう考え方はどうですか  
ね。

○地域公共交通対策課長

質問者が言われますように、オンデマンド系の交通、いわゆる輸送手段ということにつきま  
しては、個々のニーズにできるだけ対応できるような体系を構築するという中で出た発想だと  
いうふうに認識しております。そういった中で、考え方や手法はいろいろあるかと思いき  
けれども、できるだけ利用者が利用したいというニーズに応えるための努力や施策については  
取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

それから、境界の問題なんですね。乗り継ぎポイントが非常に高齢者にとっては難しい。病  
院に行くためにという人もいるんだけど、そういう意味では、やっぱりそこをどうするかとい  
うことを考えることもいるんだけど、そもそもが境界をなぜつくらないといけないのかとい  
うのが多くの市民の疑問じゃないですか。実際に、住民あるいは利用者の要求があれば、桂川駅  
まで行きましょうと。済生会まで行きましょう。青山医院まで行きましょうとか、いろいろ

工夫できているじゃないですか。だったら、いつまでも境界にこだわらなくてはならないのかと。これは陸運局が何か関係があるんですか。

○地域公共交通対策課長

このデマンド型の運行につきましては、道路運送法上の区域運行という仕組みの中での運行ということになっております。したがって、陸運局がその道路運送法に基づいた許可を与えた事業者に対して、この運行ができるものでございまして、その運行に対しましては、民間事業者との影響も含めまして、区域を設定した中ですということの決まりの中で運輸局の許可が出ているということとさせていただきますという状況でございます。

○川上委員

運輸局の決まりなんですか。それとも、飯塚市が民間事業者と話し合っ、これでいきたいんですけどいかがでしょうか。陸運局がそういう考え方なんですね。それでいって下さいということなんですか。陸運局の中に、飯塚市を旧自治体ごと、あるいは旧飯塚市の場合だったら公民館区ごとに分ける地図か何かあるんですか、陸運局に。

○地域公共交通対策課長

今回というか、これまでやっております予約乗合タクシーの運行に際しまして、運輸局等と10年ぐらい前からいろいろ協議をさせていただいております。この区域運行につきましては、運輸局のほうとしては、できるだけ厳格な区域を設定し、その中で運行してほしいと。その区域につきましては、その地区に住まれている方の生活の環境であったり、経済圏、また交通圏、そういったものを含めたところでの区域設定ということを原則として考えているということとを以前、お聞きしたことがございます。そういった中で、私どもの飯塚市につきましては、今、まちづくり協議会の基礎単位となっております12地区というのが一つのそういった単位ではないかということで運行をさせていただいているという状況がございまして、ただそれだけでは、主要な医療施設、商業施設が本当に目の前の境界を越えたところの場所にあるということであれば、そこはもうピンポイントということで、区域外という運行をしていただくことで、地域の住民の方に利用していただく利便性を向上させるということで、協議を重ねて、現在に至っているという状況でございます。

○川上委員

買い物支援ワゴンのまちづくり協議会の業務委託先は、随契で100%でしょう。入札とか競争とかないでしょう。これはどういうことかということ、タクシー会社がそれでやって下さいよということになっているんでしょうけれど、予約乗合タクシーについても、事業者が飯塚市との関係で優位に立って、業界で地域割りを決めて、それを運輸局が追認するという一般的な先ほど課長から答弁があったような原則あったとしてもですよ、陸運局に飯塚市を12に割ってどうしようという発想があるわけがない。だから、むしろ業界と飯塚市が協議を整えて、これでいきましょうと。運輸局はそれを認めるんだけど、その運輸局が認める際の基準があるでしょう。どういう基準になっていますか。

○地域公共交通対策課長

今質問者がおっしゃられます区域運行に関する、そのエリアに関する基準といいますか、運輸局の考え方ということにつきましては、明確な基準を私どものほうで把握しているわけではございませんが、当初、この運行を開始する際に相談した際に、運輸局の考え方としては余り大きなエリアを対象として区域運行の許可というような考え方は持っていないというような話を伺ったことがあります。余り大きなエリアで設定するということは、既存の事業者、民間事業者に対する圧迫といいますか、重複といいますか、そういった影響がかなり大きいということで、できるだけ小さくコンパクトなエリアで運行できるようにというようなお話は何度もお聞きしておりましたけれども、そういったことで私どものほうはなかなか運行の意義や効果が得られないということで、たびたび交渉、協議させていただいて、現在に至っております。

○川上委員

だから、運輸局、陸運局に基準があるわけでしょう。その基準を聞いたんだけど、答えないでしょう。わからないわけ。

○地域公共交通対策課長

私どものほうで、運輸局のほうから明確な基準を示されているということではございません。

○川上委員

ずっと、この境界から越えたらだめですよというのは、もう国がそう言うから仕方がないんですという説明をしてくるわけですよ。ずっと一貫して。でも実は、運輸局とかは事業者保護という観点もあるよね。それは我々も考えなくてはいけないと思います。しかし、本末転倒してはいかんよね。利用者があつての事業者だから。本当に便利な事業だなということでないといかんでしょう。もう少し、利用者の声を大事にして、何度か区域を広げてくださいという交渉はしたような答弁だけど、利用者の声を大事にして事業者とも話をするし、それから国とはその成果をもって話し合いにいくというふうにしないと、議会に対しても、住民に対しても、何かこの区域割りも天からも与えられたもので、どうしようもないんですみたいなことを言い張るのは、もう4月以降こういう体制をつくって特化した担当課もつくった中では具合が悪いというふうに思うんですね。一度、運輸局の基準、考え方をよく整理して、住民の要求をぶつけていくというようなことがないと、先ほど言った、後でも言うのかもしれませんが、素案づくりに入っていけないんじゃないかなと。素案の前に今いった作業をしておく必要があるんじゃないかと。それから、同じように立岩地区がブラックホールになっているわけですよ。これについては、何か基準がないと立岩はだめですよと、何ですかと、バスターミナルがあるじゃないですかと。何の関係があるのかな。タクシーが、プールが幾つもあるから何か関係があるのかな。関係があるというんだったら、指標を示してもらわなくては納得できませんよね。それはずっと言われているわけだけど、検討したことがないんですね。検討したことがあるんだったら、答弁してください。

○地域公共交通対策課長

いわゆるコミュニティ交通等が運行するエリアというのは、一般的な考え方でございますけれども、民間の路線バスやJRの駅、その近接といいますか、その付近に住まれている方はそういった交通を利用できるというような観点から、いわゆる交通空白地なのかどうかということが基本となる考え方になるんだろうというふうに思っております。そういった中で、民間路線バスのバス停の周囲500メートル、また、駅はたしか800メートルぐらいだったと思うんですけども、それが交通空白地になるかならないかという定義づけになっていたと思っております。それを地図上に反映させた中で、どのぐらいのエリアがカバーできているかということや民間路線バスの運行状況を踏まえたところで、該当するエリアの中の交通空白地域がどの程度あるのかということを検討し、コミュニティ交通の支援がどの程度必要なのかということを考えるのが基本的な考え方だろうというふうに思っております。そういった中で、中心市街地の地区につきましては、多くの地域が民間のバス路線等でカバーできているという状況がございましたので、現在やっております予約乗合タクシーの運行を中心部はしていないという状況がございます。

○川上委員

それは、民間のバス停から半径500メートル、その範囲は高齢の方は歩けるでしょうという考え方なんです。実は500メートル歩けない方はおられるわけですよ。休んでいても500メートル歩けない。仮に500メートル休み休み行ったら帰って来きらない。だから、あなた方が予約乗合タクシーを出すわけでしょう。これは山間部であっても、山間部でなくても、不便なところには高齢者のために、あるいは病院に行かないといけない人のために、患者さんのためにという角度もあるわけでしょう。そうしたら、違うよね。先ほど、入り口はコミ

バスという説明の仕方から入って行って、最後、予約乗合タクシーと言われたんだけど、コミュニティバスの考え方と予約乗合タクシーの考え方は違うじゃないですか。ドア・トゥ・ドアだから。しかも100%要望がある人に応えていこうという考え方でしょ。ドア・トゥ・ドアを要求しているのに、あなたの家の500メートル範囲にバス停が1個ありますから無理ですと。そうしたら逆に言えば、円を書いてくださいよ。それでも大変なんだけど、あえて言えば漏れる人、民間のバス停から500メートル以上離れている人には予約乗合タクシーは、先ほども言ったどうかと思う論理であっても、予約乗合タクシーはオッケーというようにしないといけないでしょう。だからステレオタイプと言うか、ようかんを切るような、大根を切るような感じで、人の人生とか生活を切らないで柔軟に対応していくというふう考えた場合、立岩地区、外から入る、中から出ていく、中の移動をする。大体、行政サービスを住んでいるところで差別的にできるのは、特殊なときにしか、住民の圧倒的な部分が同意しないとそういうことはできないんですよ。中心地に人が集まるようになっていないじゃないですか、病院が。だからバスターミナルもあるし、病院もいっぱいできているじゃないですか。そこに病人がタクシーで来られないんだから、周辺部から。それはちょっと、まるで考えていないという答弁だけど、考えてこなかったという答弁なんだけど、ちょっと考えてもらうわけにはいけませんか。この素案づくりとの関係で。

#### ○地域公共交通対策課長

今後のコミュニティ交通に関する考え方につきましては、いろいろな手法も当然ございますし、今まで運行していたところの実績に基づいて、より効果的なことということもございますし、質問者と言われるような今まで通っていないところ、運行していないところ、そういったことも論点といいますか、今後も含めながら考えていくことも重要なことではないかなというふうには思っております。そういったことで、まず今運行していないから今後もしないというようなことを決めつけたようなことで、検討するということは、今のところ考えておりません。

#### ○川上委員

前は移動の権利、交通権についてお話ししました。憲法との関係で。今回、言っているのは暮らし、あるいは医療を受ける権利を行使するためにどうしても必要だという流れにもなっておりますので、組み立てを少し考えて立岩地区についても、先ほど言ったようなことができるように素案の中にぜひ盛り込んでください。要求しておきたいと思います。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。5ページから12ページです。

#### ○吉松委員

買い物ワゴンですけれども、定員が10人ということで、そうすると10人以上になることがよくあります。実際、私が乗ったときも10人以上になりました。そういうときには目的地に降りてもらって、タクシーを手配するという段取りになっています。そういうときに、スーパーに行きたいという方が2、3人おれば、タクシーを例えば筑前大分駅なら筑前大分駅にとまったときに、そこで乗ったら10人を超すというときに、目的地が一緒の人がおったら、その人たちに2、3人は降りてもらおうと。降りてもらってタクシーを手配するという段取りになっています。というときにタクシーが来て乗って行かれた方々は、その費用はいらないということになっていますけれども、実際は払わないかんで、その費用はどのくくりになるんですか、事業費とすれば。

#### ○まちづくり推進課長

予算の積算としましては、当然、1日当たりの運行単価に日数を乗じて予算の積算をしています。それとは別に、今、質問委員が言われましたように、各地区でそういう10人を超えたときの対応という形で各事業者のほうと契約する折に、その分については、1回そういう形でタクシーを出したというときに幾らという設定を各地区ごとにさせていただきまして、トータ

ルベースで、今資料の2の運行事業費の予算ベース2266万7900円、この中に入っております。

○吉松委員

はい、わかりました。先ほど同僚委員が言ったときの単価計算がちょっと違うかもしれませんが、それも含めたということですね。そうすれば、そういう金額がどれぐらいになっているかということは、非常に貴重なデータだと思うんですね。それで、買い物ワゴンの時間帯にもよりましようけれども、10人以上になるというのは結構あると思うんで、その時間帯等を今度、素案をつくるというときに、そういうデータは非常に必要ではなかろうかと思えますので、そういうところをどういうふうにお考えでしょうか。

○まちづくり推進課長

先ほども、ご質問がありました平均の利用者数とか、また最長利用者数、またこの場所でそういう利用者が多いかとかいうデータにつきましては、当然、各地区で乗降の人数とか、そういう分の時間、ダイヤごとの人数を持っておりますので、申し訳ございませんがそこまで詳細を私のほうで把握していない状況でありますけど、当然、そこを検証する中で、市全体の公共交通体系のあり方に反映できる形の分は、データとしては有効かと考えていますので、検証させていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今の件、もうちょっと教えていただきたいんだけど、今、吉松委員のお話では、10人を超す場合、例えば方向が同じ方がおられれば、その方が数人まとめて降りていただいて、そこに事業者がタクシーを持ってきて乗せていただく。それについては、契約の範囲内ですよという理解になったんですが、それでいいですか。

○まちづくり推進課長

各地区の事業者との契約の中に、その分を入れ込んで契約をいたしております。

○江口委員

とすると、片一方でぎりぎり10人で回っていたと。そうすると、バス停というか、待っておられた方がおられたと。そうするとその人は乗れないので、そこでも誰々さんというか、ここに何人いるからタクシーを手配してよというふうな形になるということですか。

○まちづくり推進課長

そこは、運転さんと委託を受けている事業所とのやりとりの中で、利用者が乗れない状況があったときはすぐ連絡して、5分、10分はちょっとかかるかもしれませんが、そこにタクシーが来るという形で、お聞きしております。そういう形で把握しております。

○江口委員

それは、契約の部分で書いてあるんですね。よかったら、ぜひ資料として提出いただきたいんですが、午後でも結構なので提出していただけますか。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は、提出できますか。

○まちづくり推進課長

ちょっとお時間をいただきまして、午後にできるだけ早目に提出させていただきたいと思えます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

5 ページにゆとり時間について資料を出していただいております。これは、ゆとり時間はパラメーターで変わるんだけどというお話だったんですが、ちなみにそのパラメーターはどういうものなのか、教えていただけますか。

○地域公共交通対策課長

細かいところは把握していない部分はございますけれども、いわゆる普通に係数といいますか、数値でございます。

○江口委員

ごめんなさい。おおよそ、どのぐらいゆとり時間がどのぐらいあると考えるといいんですかね。例えばこのサンプルである 1 件目の予約で言うと直行時間が 20 分で、ゆとり時間を 10 分で設定したらというふうな書き方で書いてありますよね。この赤が余裕がある。これが現状の設定であるという理解でいいのか、この 20 分だったら、ゆとり時間として大体 10 分ぐらい設定するんだよというのが現状の設定なのかどうかと、あとこれが例えば直行が 40 分かかるところは早々ないかもしれないんだけど、これが例えば 30 分の場所があると、そういったときには、おおよそ現状では何分ぐらいが設定されているということなのか、そこを教えてください。

○地域公共交通対策課長

まず、5 ページに掲載しておりますサンプルところの時間等につきましては、あくまで説明用に設定して記載しているということでご理解いただいて、実際の内容とはちょっと異なっております。次に、この現在のゆとり時間のパラメーターにつきましては、もともとが数値でいいますと 0.4 というような数値で設定してたりするものでございまして、直行時間 10 分とかいうような設定の場合には、ゆとり時間を含め、乗降時間全てを含めて 20 分ちょっとぐらいの数値で当初設定しておりましたけれども、いろんなシミュレーションとかをやっている中で、もう少し変更しても今と同等、もしくはそれ以上の効率化が図れるのではないかとということで数値を少し変更して、例えば 0.3 とか 0.35 とかということでやっておりますけれども、そういったことで 1 件当たりの予約全体の時間が、例えばパラメーターが 0.1 違うと直行時間 10 分の場合では 1 分程度異なるとの差が出ているという状況でございます。

○江口委員

今の 0.3 だったり 0.4 というのは、直行時間に対する比率と置いていいんですかね。そうすると、例えばこの直行時間 20 分であって、20 分でパラメーター 0.4 だったら 8 分がゆとり時間と考えたらいいのか、例えばそれに、さっき乗降時間とありましたよね。その乗降時間が例えば 2 分を加えて、単純な直行時間掛ける 0.4 の部分とそれとプラス乗降時間の 2 分とか、そういった形で考えればいいのか。そのあたり、ちょっと乗降時間がどのぐらいというのをおあわせてご案内いただけますか。あと現実には、パラメーターは幾つ幾つでやっているのか。

○地域公共交通対策課長

このゆとり時間等を含めた予約時の時間設定につきましては、質問者がおっしゃられたような考え方で構成をしております。今現在は、パラメーターのところに関しましては、0.3 という数値で設定をしているところです。(発言する者あり) すみません。予約時にかかる所要時間の設定につきましては、資料の上のほうに書いておりますけれども、直行時間とゆとり時間と乗降にかかる時間というような組み立ての考え方になっております。そして、そのゆとり時間の部分につきましては、質問者がおっしゃられますように直行時間に係数を掛けたような

値というのが基本的な考え方になっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 12:58

委員会を再開いたします。

○まちづくり推進課長

大変申しわけありません。先ほどご答弁させていただきました資料要求の契約書につきましては、これは各7地区のまちづくり協議会と各事業所の契約でございますので、申しわけありません。本日はお出しすることはできません。よろしくお願いいたします。

○江口委員

では確認していただいて、次回でも結構なので、準備のほうをお願いしたいと思います。それと、先ほど運輸局の基準に関する質疑が、川上委員のほうからあったんだけど、その部分に関して確認していただいた上で、どういった基準があるのか、そのあたりを整理していただいて、次回で結構なので資料としてお出しいただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

○まちづくり推進課長

先ほどの契約書については、ちょっと調整をさせていただきたいと考えております。

○地域公共交通対策課長

先ほどの質問者が言われました件の区域運行に関する運輸局の基準のようなものということだと思いますけれども、ちょっと確認して提出できるようであれば、提出したいというふうに考えております。

○委員長

確認の上ということですね。お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を、確認できましたらお願いいたします。引き続き、資料の5ページから12ページまでの内容について、ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

先ほど同僚議員のほうから、パラメーターというような、提出いただいた計算みたいなことの寄り道の時間がありましたけれども、予約乗合タクシーは1カ所で予約を受け付けていると、前回聞いておりましたけれども、では、受付のほうで、こういうややこしい計算ができるのですかね。相乗りでいいですかとか何とか、電話が入ってすぐに答えるようなことができますかね、これ。

○地域公共交通対策課長

先ほどから説明しております予約乗合タクシーの予約時の所要時間等の計算等につきましては、いろんな企業ノウハウとかあって、なかなかお答えしづらい部分もございますが、質問者がおっしゃってるように、予約をされる電話がかかった際に、予約センターのオペレーターがシステムに希望の日時とか行き先を入力したときに、瞬時に到着時間だとか予約の成立ができたかどうかとか、そういったことはシステムのほうから出てきて、それをオペレーターさんが利用者の方にお答えして、そして予約が成立というようなことで、システムのほうで計算をするということでございます。

○委員長

引き続き資料5ページから12ページまでの内容につきましては、ほかに質疑はありませんか。

( な し )

次に、資料13ページから21ページまでの内容につきまして、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

ここで先ほどの質問をしていいんですかね。この場所で。

○委員長

何ページになりますか。

○川上委員

スケジュールの話。素案の。

○委員長

この次ですね。よろしいですか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

最後に、22ページから24ページまでの内容及び本件全般について、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

事業計画づくりの素案を秋口と考えておったけれど、新型コロナの関係でちょっと見通しがどうかというようなことだったと思います。今の段階では、どういう感じなんですか。やっぱり秋口ということなんですかね。

○地域公共交通対策課長

コミュニティ交通体系の策定スケジュールにつきましては、前回2月の協働環境委員会のほうで資料を提出させていただいたところがございます。現時点で秋口、秋にそういった素案の策定をしたいというようなスケジュール感を持って、鋭意、検討、調整、調査等を行っております。しかしながら、新型コロナウイルスの関係等がございまして、民間の公共交通事業者の経営状況とか、そういうことがかなり大きく影響を受けているという状況もございまして、また一般市民の生活につきましても、かなり、これまでの状況と変わっているということもあり、市民の方々の意見、そういったものをなかなか集約するとか、そういった作業が難しくなっているということもございまして、なかなか作業が進んでいないというような状況もございまして。

○川上委員

材料はそろっているけれども、みんなで話し合えないので作業が進まないというよりは、新型コロナの影響、目下進行中だから、その要素、材料そのものが変化しているのでやりづらいという面も大きいということですかね。

○地域公共交通対策課長

今、質問者がおっしゃられましたように、いわゆる社会情勢とか社会環境がかなり変化しておりますので、当初想定していた状況とは違い、スケジュールもなかなか順当にこなせないような環境、また事業の進み具合というふうに考えております。

○川上委員

そうすると、流動的な材料を掌握するのは大変難しいし、前提が壊れていくようなところもあるかと思うんだけど、既にある材料というか、市民の声を聞いたアンケートがあるでしょう。これをどのように位置づけてやるかということがあると思うんですよね。コロナ以前

のことでしょうから。これをコロナ後に、コロナ危機の最中に、そのまま適用できるかという問題もあると思うんだけど、この辺についてはどう考えますかね。

○地域公共交通対策課長

例えて言いますと、昨年度、コロナが発生する以前にいろいろ調査したアンケート調査とか、そういった状況は一つ、それはそれとして、今後の検討をするデータとして十分活用できると思っております。おっしゃられていますように、現状のこういった環境下におきましては、そういった集約結果も、そのとおりというわけにはいかない部分もあろうかと思えます。そういった中で、私どものほうとしましては、状況が落ちついた段階といいますか、意見とかをお聞きすることができるような状況になったときに、例えば、まちづくり協議会で買い物ワゴンとかをされているときに、いろんな会議で意見とか出ているのではないかなというふうに思います。そういった現場に、私どもも一緒に参加させていただきまして、そういった地域で交通関係、輸送関係に携わっている方のご意見等も直接聞きながら、情報をアップデートしながら、新たな交通体系をつくっていくことが重要だというふうに考えております。

○川上委員

大変難しい時代に入ったと思いますけれど、既にお願いをさせていただいている市民アンケートの内容、結果、これそのものについては、どういうふうに今後使うつもりか、お尋ねします。

○地域公共交通対策課長

これまで私どもで調査しました結果につきましては、昨年の11月の協働環境委員会等でも資料を提出させていただいておりますけれども、そういったものにつきましては、私どもも貴重なデータとして把握しておりますし、今後活用したいというふうに思っております。例えば、その予約乗合タクシーの満足度だったり、改善点だったり、そういったことというのは具体的な要素も書いてあったりしますので、そういったところを再度見直したりしながら、また地域内の運行について、どうあるべきかとかいろんな取り組みをされている先進地の実施事例等もありますので、そういったところも含めて考えていきたいというふうに考えております。

○川上委員

買い物というか、お出かけ支援のものはまちづくり協議会、コミバスそれから予約乗合は、市がということになるんでしょうけど、市民に、この結果そのものを見ていただく。これはアンケートのとり方、内容が妥当であるかどうかは、ちょっと問題があるのがあります。13番、14番とかね。あるんだけど、これを市民の情報と考えるならば、市民に返して、いろいろ意見を聞く。生の声も聞くというようなことがあると思うんだけど、それはまだ今後、考えることですか。

○地域公共交通対策課長

質問者がおっしゃられますように、一般の利用する可能性のある住民の方々の生の意見といいますか、そういったものを聞くことは大変貴重だというふうに思っております。その具体的にどういう方法をやるかということについては、まだ調整等、検討等が必要だとは思いますが、そういった意見というのは貴重なデータとして活用していきたいというふうに思っております。

○川上委員

こういう局面で気をつけないといけないのは、副市長、あれと思うんですよ。時間がないので、というやつ。素案をバタバタ作りましたと。このとおりにかせていただきますというようなことが一番まずいと思うので、やっぱり住民の要求をきちんと捉えて、それを反映させていくということに、状況の大きな変化も、今後あるかもしれませんが、それを見ながら住民の交通権を守っていくということで頑張っていってほしいと思います。秋口ということは変わらんわけですね。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今、秋口までやりたいんだけど、やりたいと思っていたんだけど、なかなか難しい点があるというお話がありました。ただ片一方でスケジュールを考えると、今の契約の中では、今年度までが1つのクールですよね。契約期間であって、来年度からまた新しい部分が始まる。なので秋口までには決めないと、運輸局の調整等があるので厳しいというのが、もともとのスケジュールの立て方ですよね。ただ、今お話があったように、確かに難しい部分がいっぱいあるんだと思います。なおかつ、先ほど来、質問した中でも見えていない部分があったりするし、一番最初のところで、費用の部分の指摘をさせていただきました。買い物ワゴンについては、1回の利用がざっと1100円かかるわけですね。同様に、ほかの部分も計算しても、予約乗合タクシーについても、同様の計算をすると1400円弱。片一方で、コミュニティバスですと1054円。ただこれについては運賃収入等があるので、また変わってきたりするわけです。片一方で、紹介のあった12ページで、ほかの道路運送法による運送事業の主な区分及び先進事例、この先進事例を見ても、費用を計算すると、さまざまな違いがあるわけです。同様に計算すると、周南市だと単純に事業費を利用者数で割ると、これだと1人当たり単価としては2860円、武蔵野市だと1768円、八幡浜市だと440円、北九州市だと648円となります。片一方でこれを行政負担で、計算をし直すと、一番上の周南市が1940円、武蔵野市が1292円、八幡浜市が322円、北九州市になると61円というふうになり、かなり変わるわけです。同じように、行政負担を飯塚市のみの行政負担で見ると、予約乗合タクシーだと、1回当たり大体790円。コミュニティバスだと851円となる。限られた予算の中で、どれだけ効果的かというものを考えると、そういったことも十分考えながらやらないと、当然のことながら、利用者が利用しやすいことだけを考えてもだめだと思うんです。トータルで、どれだけの方々に、より広い方々に、より安いコストで利用していただくか。それを考えないと、どうしても本当に限られた方々だけが頻回で利用するだけだと、そうなるのは困るんだと思うんです。そういったことを考え合わせると、もっともっと検討しなくてはならないと思うんです。先ほど秋口という話がありました。今はもう既に8月なんですね。秋口と言うと多分もう9月、10月ぐらいを指すんだと思うんですね。そうすると、次回の委員会が、それこそ10月ぐらいが当然のことながら予想されるわけなんですけど、そのころまでには、じゃあどうするのかという決断をしなくてはならないと思っています。もう今ぎりぎりなのかと思ってはいるんですね。先ほどお話があったなかなか難しいということ考え合わせると、それと今言ったようなことを考え合わせると、私はこの状況の中で、来年度に新しい形に移るのは、現実的に私は無理だと思っていますし、川上委員が言われるように、「急いたらことを仕損じる」じゃないんだけど、もう時間がないのでこれでというふうな形でなると、どうしても今までの形をベースに、ちょっといじった形にならざるを得ないと思うんです。そうすると残念ながら、今のような高コストな体質は変わらないと思うんです。片一方で今見たように、行政負担が全然違うやり方等もあるわけです。そういった部分をしっかり考えさせていただく必要があると思うんです。それをぜひ、次回の委員会ぐらいまでに、多分、公共交通協議会のほうでも検討しなくてはならないと思うんですが、そちらのほうに、果たして来年度から新しい部分がスタートするのか。それとも、私どもとしては、これこれこういう部分で検討不足の面もあるし、こういった時間的な制約もあるので、申しわけないんだけど、もう1年、余裕をいただけないかという願いをすべき、していただきたいと思います。ぜひその部分、副市長、ちょっと検討いただいて、部内ないし庁内で検討いただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○市民協働部長

今、お2人の委員のほうから、コロナウイルスの関係で全体的な計画がずれ込むのではない

かというようなご指摘を受けておりますが、先ほども答弁していますように、私どもとしても非常に厳しいということを考えております。その中で、今後3年間の計画を立てるわけですから、何というか、簡単にぱぱぱと、つくっていくということは当然考えておりませんので、そこはやっぱり慎重に、そして効果的な、効率的な、今後も維持継続できる公共交通の体系をつくっていくわけですから、その辺は慎重にやっていきたいというふうに思っていますので、今後のスケジュールの変更については、公共交通協議会で十分に皆さんと話し合いながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

素案づくりの関係については、先ほど申し上げたとおりですけれど、西鉄にかかわることについて、お尋ねをしたいと思えます。私は今回、4路線についての減便・廃止について、既に意見を申し上げておりますけれども、西鉄が本体絡みで一方向的なこういうやり方するのは、おかしいのではないかという指摘もしておりますけれども、一方では西鉄がやめたら飯塚市はどうするのということになりますので、コミュニティバスや予約乗合タクシーで対応したいという皆さんの考え方は、ある面ではやむを得ないところもあるかと思えます。移動手段を確保する、維持するという点についていえば。ただ内容については、もう本会議でも申し上げましたけれど、元の西鉄がやっていた水準のサービス提供を行って、初めて代替ができるだろうと。具体的に言えば、柏の森ヒルズから中島組、今度は神の谷を超えて、直行でバスターミナルまで走らせることが、なぜできないのかなど。飯塚市が、いや、しませんというふうに言ったのか、西鉄が困りますと言ったのか、バスターミナルまで。くどいけど、西鉄が直行でバスターミナルまで行っていたのを廃止したんですよ。飯塚市が、それを代替しましょうと。なぜ、バスターミナルはで行けないのか、お尋ねしたいのが一つと、あわせて言います。庄内の便については減便と。減便は予約乗合タクシーで対応します。同時刻を走るということになるんですか。希望者がその時刻で対応するということになるんですか。でも、庄内から出られないんです。予約乗合タクシー。バスターミナルまで予約ができないわけでしょう。先ほど言ったけれど、特別な事情のもとでは、筑穂の地域の人も桂川駅まで行っているでしょう。行けるようにしたじゃないですか。こういうようなことを考えると、庄内の減便への対応は、もともとバスターミナルまで行っていたわけだから、これを代替するというのであれば、予約乗合タクシーでも仕方がないかもしれないけれど、同じぐらいの費用負担でバスターミナルまで行ける。途中で降りてもいいですよ。というようにしないと、せっかく市が対応しようとしていることがもったいないのではないかと思うのですけれど。これは本会議でも言った、ほとんど同じことを。でも、きょうの話では、それは実現できていないようなので、どういうことなのか、ちょっとお尋ねをしたいんです。

○地域公共交通対策課長

今、質問者のお話の中で飯塚東地区の廃止区間のお話と、庄内地区の減便のお話と2つあったと思いますけれども、共通して言える分としましては、もともとあった西鉄バスが、いわゆる中心市街地まで運行しているのになくなった分の代替であれば、中心市街地までかわりに動かす、輸送するのが適切ではないかというような話だろうと思えます。共通の話だと思えますが、私どもといたしまして考えるところは、やはり全て行政が人々の輸送を担うというのは、やはりできない部分もかなりあるのではないかなというふうに認識しております。民間でできる分は、やはり民間でやっていただきたい。継続して輸送ができる部分につきましては、民間のほうで輸送していただきたいというようなことから、廃止の区間につきましても、また減便になる区間につきましても、何とか行政でできる範囲、できる部分でカバーをするというような中で、民間のバス等で乗り継いで移動ができるのであれば、そちらを利用していただくとい

うような考え方で対応できればということで、今回の代替交通等の対応をさせていただいております。おっしゃっているように、もともと中心市街地まで行っていた分がなくなるのだからということは一つ考え方としてはあるというふうに、私どももわかっておりますけれども、これ以上、民間交通機関が減少、縮小していくということの原因をつくっていくというわけにもいかないということがありますので、その辺、ご理解いただければと思います。

○川上委員

今のは柏の森ヒルズからのことを言われたんですかね。それについて、まずそれでいきましょう。それについて言えば、今の答弁だとちょっと微妙だったけれど、西鉄がバスターミナルまでコミバスが入ることを拒否したわけではないという感じですけど、そうなんですか。

○地域公共交通対策課長

この代替交通の施策を考える際に、直接、西鉄バス筑豊等からこのエリアに運行をしないでくれというような話を伺っているわけではございませんが、こういったコミュニティ交通に関する運行につきましては、従前から西鉄バス等から民業圧迫というようなことを、たびたび言われておりますし、私どもとしましても、そういう影響はできるだけ回避したいというような考え方があります。そういったことから、今回の施策を考えております。

○川上委員

西鉄は半年前に届け出をすれば廃止することができるように法律が変わったでしょう。なんだけど、1年前に出しましたと。どうですかという態度でしょうかね。しかし飯塚市は、バスターミナルまでコミバスを入れて悪いですよとは一度も言ってないんですね。

○市民協働部長

今、西鉄が廃止された後の代替交通をどうするかということにつきましては、私どもが基本的に考えておりますのは、2018年3月に作りしました第2次飯塚市地域公共交通網形成計画というのがございます。その中身で申し上げますと、鉄道や民間バス路線といった民間交通と補完的な役割を担うコミュニティ交通の適切な役割分担により、効果的・効率的な連携を図る必要があるというような課題に基づきまして、基本方針としては、鉄道、民間バス路線、コミュニティ交通を効果的・効率的に結ぶこととあわせ、地域の実情に合った地域運行型交通システムの導入に取り組み、持続安定的な交通ネットワークの確保を図り、そのための交通結節点の設置などの環境整備を推進しますというような方針、いわゆるつないでいくというような考え方を基本として考えておりますので、今回の飯塚東地区、それから庄内地区についても、この計画に基づいた同じような考え方の中で、それから地域の住民の方とも協議をしながら進めていっているところでございます。

○川上委員

鎮西を走るコミバスもあります。穂波を走るところもあるし、筑穂を走るところもある。これは全て中心市街地に向かって走らせているでしょう。そういう思想だから。でもこれを、西鉄の代替行為をすることでの計画でしょう。だから、コミバスの、今部長がおっしゃったものとは考え方が違うものが入ってきているわけですよ。バスも違うけれど、車も違うけれど。何キロくらいあるんですかね。あんな短いやつを西鉄の都合に合わせて、民業圧迫をしないようにとか言うんだけど、西鉄は断ってないわけですよ。あなた方の今の答弁からいえば、バスターミナルまで入ってきてもらったら困りますとか、一度も言っていないということでしょう。今の話、答弁は。だけど、あなた方が民業圧迫だという呪いの言葉に支配されて、住民を忘れて、その民業圧迫という言葉で自分たちの住民の足を守ろうという責任を果たそうとしないということになっているのではないですか。だから、今、部長が言われた計画それから出発しているものではないのではないかと思いますよ。ここは西鉄と一度話をしたらどうですか。こういう事情で、議会でも大騒ぎなってるよと言ったらどうですか。本会議でも言ったし、ここでも言っているわけですから。西鉄は意外と飯塚市さんがそう考えてくれているのはあり

がたいと、どうぞと。そのバスは、コミバスが走って西鉄のバスと団子になることは絶対にならないですよ。なぜかという、西鉄バスがそこを走っていて団子で行くように設計するわけがないから。だから、時間的にトラブルが起こるといようなこともないと思います。それでぜひ西鉄と話してください。それから、庄内のほうについて答弁がなかったのでお願いします。

#### ○地域公共交通対策課長

庄内地区についても、同じような考え方ではあるんですけども、庄内地区につきましては、廃止という申し出がありましたけれども、何とか減便、半数程度の便数の運行を継続していただくような形をとれることになっております。これにつきましては、地域の方にもちょっとお話しして、了承いただいて何とか最小限必要な分ということで確保していくことができたことを了承していただいたというところもございますし、その減った分、減便になった分、飯塚東地区と共用するような形になりますけれども、予約乗合タクシーが1台増台するといような計画をしておりますので、地区内の買い物や通院等には、今まで以上の利便性が図れるものというふうに考えております。言われますように、中心市街地まで直行する便という意味では半減するようになりまますけれども、乗り継ぎといような形をとっていただければ、家のすぐ前からでも移動ができますので、そういう点で、何とか利用していただければというふうに考えております。

#### ○川上委員

私もつい引きずられて減便とか言いましたけれど、これは一部廃止、半数廃止なんですよ。1番の便に乗っていた人が2番の便で役に立つかという役に立たないわけですよ。中には2番の便が廃止になって、3番の便でもいいという人もおるかもしれないけれど、時間が決められた移動をしている人にとっては、その便は単なる減便じゃなくては廃止なんです。だから、飯塚市が心があるなら、きちんと調べて、やっぱり中心市街地まで行っていた便ですから、それは。そこまで行けるようにしようと考えればいいんだけど、もともとの午前中言った境界思想でしょう。区域運送がどうのこうのというやつなんでしょう。それによって出られないんでしょう、この予約乗合タクシーが。有井から先に行けないんでしょう。これを先ほど、部長おっしゃったやつが基本になっているんでしょうけれど、それに対する私の提案は、これは代替をするわけですから、100なくなるのに、50だけ代替するとか、あんまりけちけちせず、この際は特別便ということで立岩地区まで入れると。需要も既にあるじゃないかというふうに言ったじゃないですか。桂川駅とか、みんな、北古賀の踏切の前で降ろされて、若い人はどんどん走っていくけれど、高齢の方は桂川駅までたどり着かないんだから。そういう訴えがあつてしたわけでしょう。だから、そういう事例もあるわけだから、ぜひ、ここは大急ぎで作業して、誰と話せばいいわけですか。運輸局と話をすればいいんですか。桂川駅と同じようにしてくださいと言えればいいわけでしょう。境界超えても行けるようにしてくださいと。市役所までだったらいいとか、そんなこと言わないでしょう、運輸局は。ぜひちょっと直行らしくしてもらいたいと。代替ならそういうふうにしてもらいたいというふうに思います。

それから、7月31日と言うから先週の金曜日に、西鉄バスの本社と西鉄筑豊の社長が、田川、糸田、飯塚、篠栗、粕屋、福岡市を走っている、烏尾峠を越えてくる急行便を来年10月から廃止したいと。なぜかと。運転手が足りなくなるでしょうということを持ってきたようですけど、どういう資料を持ってきましたか。

#### ○地域公共交通対策課長

7月31日に西鉄バス筑豊の代表者等の方が、私どものほうに今、質問者がおっしゃっております筑豊急行福岡の路線を、来年の9月30日をもって廃止したいといようなお話で来られています。その際に、その申出書やその急行福岡線に関する資料等を提供いただいております。

#### ○川上委員

どういふふうに要求したら、その資料が出てきますかね。その資料と言ったらいいですか。

○地域公共交通対策課長

通常の資料要求の形式かなと思います。

○川上委員

それを特定するために、7月31日に西鉄グループが市に渡した文書類について、資料を出していただきたいので、委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○地域公共交通対策課長

資料等の確認をしまして、提出の準備をしたいと思いますが、ちょっと時間をいただけないかなというふうに思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって確認の上、執行部の資料の提出を求めたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:38

再 開 13:49

委員会を再開いたします。

資料の準備に若干時間を要するとのことですので、本件は一旦保留して次の案件に進みます。次に、「健康づくりについて」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

健康づくり事業につきまして、ご説明させていただきます。本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止から4月から6月中旬まで事業を中止といたしました。その後につきましては、感染防止策を講じた上で、施設規模に応じた参加者の制限など、感染防止をしながら、順次、事業を進めているところでございます。今後につきましては、本市での感染状況が憂慮すべき状況に近づいておりますけれども、健康2次被害、これは外出自粛による運動不足、特に高齢者に見られる状況といたしまして、運動不足とともに人との接触が減り、低栄養などフレイルが進行している状況も危惧される状況となっておりますことから、これまで同様に、感染状況を見ながらの判断となりますけれども、感染防止策を講じながら事業を実施していきたいと考えております。

それでは資料1ページをお願いいたします。運動指導等実施状況について、ご説明いたします。(1)でございますが、運動指導事業について、こちらのほうでは、健康づくりの意識付け、個々の生活習慣に応じた運動の推進を行っております。これも先ほど申しましたように、これまで事業を中止いたしておりましたけれども、6月から教室を開催している状況でございます。

次に、(2)の運動啓発事業をお願いいたします。こちらは、運動習慣づくりのきっかけとなることを目指し、事業を行っております。こちらの事業も、先ほど同様にこれまで中止いたしておりました。今後、実施をしていく予定でございます。ただし、表中の5番目の体操DVDの作成、配付は、新型コロナウイルス感染症による運動不足の解消のため、家庭での健康維持を図ってもらうため、体操DVDの無料配付を行っております。これは、これまで高齢者施

設や自治会等でのグループでの使用を想定し配付しておりましたけれども、本年は個人への配付を行い、277枚の配付を行っております。また、市ホームページからも、こちらのDVDの状況を見られるようにいたしております。

資料2ページをお願いいたします。本市の健康相談事業等実施状況についてでございます。

(1)の健康相談事業をお願いいたします。保健師、栄養士、運動指導員による心身の健康に関する個別の相談事業を行っております。こちらにつきましても、先ほど同様に中止を行っております。7月以降に再開をしております。(5)の健幸ポイント事業については、後ほど別途説明をさせていただきます。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。3ページから4ページにかけて、市内5カ所のトレーニング室の利用状況を記載いたしております。新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、4月9日から6月14日までトレーニング室の利用中止を行っております。6月15日より、感染対策といたしまして、利用後の器具の消毒、換気の徹底、距離を保った運動器具の配置などを行い、施設の利用を開始いたしておりますけれども、以前の利用には戻っていない状況でございます。なお、こちらのほうは7月の分が資料提出に間に合っておりませんでしたので、口頭でちょっと説明をさせていただきます。健幸プラザでございますけれども、7月は566人、こちらのほうは前年比で32%となっております。飯塚第1体育館、こちらのほうは1281人、前年比で50%、健康の森公園多目的施設におきましては1831人、前年比44%、筑穂保健センター、こちらのほうが459人で、前年比55%、庄内ハーモニーのほうが683人、前年比67%、穂波福祉総合センターが2169人、前年比63%となっております。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。昨年の令和元年度、活動量計スマホアプリによるICTを活用した歩数向上や体組成計改善による健康づくりの意識づけ、行動変容の取り組みを検証するため、総務省の補助金を活用いたしまして、健幸ポイントサービス事業を実施いたしました。この事業ではエリアを限定した実証事業といたしまして、令和元年12月から令和2年2月9日まで実施いたしまして、参加者は167名でございました。実証結果といたしましては、参加者全体の平均歩数でございますが、2カ月で1223歩増加いたしております。また国で推奨される1日8千歩以上を達成した者でございますけれども、参加前から11%増加するなど優位な変化が確認できております。この結果を受けまして、令和2年度の健康づくり事業として、地方創生交付金を活用したICT活用によるいづか健幸ポイント2020とスポーツ庁の補助金を活用した医療と連携したスポーツ療法を導入した個別プログラム教室を新たに実施いたします。いづか健幸ポイント2020につきましては、SWC首長協議会に加盟いたします本市、それと大阪府高石市、奈良県田原本町、鳥取県湯梨浜町の4市町での連携によるスケールメリットを活用したICTによる日々の歩数や運動に励もうとする方に対してポイントを付与し、運動への無関心または不十分な中年層、高齢者など幅広い層を対象とし、運動習慣の定着を目標に事業実施をいたします。個別音読プログラム教室につきましては、生活習慣病患者、糖尿病や高血圧の方でございますけれども、リスクの高い方の対象とした事業で、個人の健康状態に応じた、安全かつ効果的な医療と連携したスポーツ療法による健康の増進、生活習慣病等の改善、重症化の予防を行います。体組成、体力、身体活動、ライフスタイルを評価した個別の運動プログラムに沿った週1回の運動指導を健幸プラザ、健康の森公園多目的室で行い、活動量計等を活用したデータに基づく、指導と効果の見える化による持続的な改善を支援いたします。この2つの事業につきましては、現在、参加者を募集しているところでございます。コロナ禍における外出自粛による健康2次被害の防止に向けた健康づくりプロジェクトの事業として2つの事業を実施いたします。以上で健康づくり事業についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

健康づくりなんですけれども、コロナ危機のもとで健康づくりをどう進めていくのかということが問われるわけですね。それで医療と運動と、栄養もありますけれども、健康の基本だと思います。それで医療のほうなんですけれども、医療という点でいえば、世界各地で保険制度がないところもあって、コロナ危機のもとで、医療機関にかかれないうまま亡くなっていくという方も、世界の国々の中には相当数あって、それからいえば、我が国の場合は、いろんな形で弱体化している面はあるんだけど、最後のという点でいえば、国民健康保険があります。この国民健康保険制度が、このコロナ危機との闘いの中で、有効に今まで弱められた点を打開しながら、回復しながら、有効に市民の生命と健康を守るために機能できるようにするかどうかというのは、ものすごく大事だと思います。それで、いきなりということになりますけれども、本市の国民健康保険費用額について、前年同月の資料、前年同月で昨年とことしの比較を、1、2、3、4、5月まで用意はできると聞いておりますので、資料要求したいと思います。委員長において、取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○医療保険課長

今、言われたのは、1月から直近が5月になりますけれども、昨年とことしの同月の比較ということで、ご用意させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:02

再 開 14:03

委員会を再開いたします。資料は今準備しておりますので、次の質疑に移りたいと思います。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

トレーニング室について再開をすると。それで利用状況を出していただいているのですが、トレーニング室については、指定管理で運営していただいているのではなかったかと思っています。間違いはないですかね。

○健幸・スポーツ課長

全て指定管理者の管理施設になります。

○江口委員

健康づくりについては、トレーニング室以外にも体育施設はいっぱいあるんですね。その多くが、たしかトレーニング室同様に指定管理で動いています。それと、私自身は水泳協会に入っております。それこそ水泳協会のほうからも、どういった利用状況かお聞きすることございます。そうするとやはり、この状況の中で利用については非常に厳しいというお話をお聞きしています。プールについては、今回は夏の屋外プールについては、残念ながら利用休止というふうな形になりました。市内プールについては、やっちはいるんですが、一部分、機能的に使えない部分もあったりする。その中で、利用者については3割ぐらいではないでしょうかと

いうお話をいただくんです。その中で、ではその3割となったときに、指定管理がうまくいくかどうかについては、しっかりと配慮していただかなくては困ると思っているんです。というのは、指定管理者、全てかどうかはわかりませんが、利用料金制をとっているところがありますよね。そうすると、ある意味、恒常的にこのぐらいお客様がいるだろうからということをも前提に、収支を立てた上でやっているわけです。ところが今回のコロナで、このようにがくと落ちたといったときに、人が少なくなったから、来なくなったから監視の人数を減らすわけにはいかないわけですよ。プールの水温を下げるわけにはいかないわけですよ。そうすると、固定費はどうしても発生するわけです。そしたら、そこをどうするのかについてなんですけど、お聞きすると一部少しそういった話はあるんですということはお聞きするんですが、具体的に進んでいますかと聞くと、残念ながらそこについてはというところまでしか私、聞いていないんです。そういった部分、お願いしている指定管理でやっていただいているところがきちんと回るための財政的な支援というか、そのこの支える部分については、この後どのようにされるのか、お聞かせいただけますか。

#### ○市民協働部長

指定管理者制度で利用料金方式をとっているところについては、今回のコロナで、いわゆる収入減になります。そういうところにつきましては、一定の手だてをするということで、これはスポーツ施設だけではなくて、ほかの施設も含めて手だてをするということで、申しわけございません、これは行政経営部のほうで取りまとめて、関係する部署に通知して、こういう手だてをしますというような形での市の方針を出しております。ちょっとその内容については、詳細を今、承知しておりませんので答えられませんけれども、そういう手だてはちゃんとしております。

#### ○江口委員

手だてをしていただいているということで、一定程度は安心するのですが、片一方で、それが言葉だけで、では実際どうなるのというのが見えなかったら、それぞれの引き受け手の方々にとっては、不安な部分があるのだと思います。どうしても実際にやっていくには、給与を払わなくてはならないし、いろんな費用を払わなくてはならないわけですよ。そのときにきちんと、入ってきていけばいいのだけれど、そうではないのかなあとお聞きしているんです。その部分はもう手当てをしておられるのでしょうか。

#### ○健幸・スポーツ課長

指定管理者の、今回のコロナの状況によるいろんな被害といいますか、そういう利用者減、全体的な件については、先ほど部長の説明がありましたけれども、ちょっと部署が違うんですけども、今、最初、お尋ねあったプールの件について、ちょっと今まで調整をした件ということで、説明をさせていただきます。基本的には人件費等と固定費については、利用料金制があって、本来、減ってしまいますけれども、そこを見越した中で確保するというので説明はさせていただいております。ただし、それを全て最初の1年間当初のときの想定を、全て満たすか、充当するかという部分については、当然しなくなったというか、いらぬ経費もその期間休んだりとかすれば、当然なくなる経費というのもございます。その辺については、その分を精査した中で協議をさせていただきますということで、説明をさせていただきます。ただし繰り返しになりますけれども、人件費等について、歳入が減ったとしても、その分は見越した上で十分確保は、その分の支出については認めますということで協議をさせていただいているところでございます。

#### ○江口委員

確保するということは、わかりました。ただそれが現実に支払われているかどうか、やっぱり鍵だと思うんですよ。そうしないと、年度が終わりました、清算しましょうとなって、そこから支払われるとなると、それまでの運転資金が必要なわけですよ。本来であれば、利用料

金のほうで、収入の分で支払いをしていたはずの分が、ここが入ってこないとなると、要するに運転資金がショートするわけなんです。だから例えば、月ごとに清算していきましょとかだったら、そうやってもう支払いをしていますとなると、ある意味安心できるんだけど、その部分について、きちんと、今のお話だと、それは事後というか、まだやられてないのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

ご質問委員のおっしゃられるとおり、月々のところでそういった経費の精査については、今できていない状況です。これについては、私どもが所管していますプールに限らず、ほかの体育施設も同様で、今現状で申しますと、月々の支払いは確保した上で行っています。その分で資金ショートのお話のございませけれども、それについては、その状況についてはお知らせくださいということまでの説明はさせていただいているんですけども、その状況の確認というところまでは行き着いていないという状況でございます。

○江口委員

ぜひ、その部分を、今プールについてお答えをいただきましたけれど、それ以外の部分もいっぱいあるんだと思います。そしてまた、それ以外の部署も、今は健康づくりについてお聞きしておりますが、それ以外の指定管理者等もおられることでしょうか。副市長、ぜひそういった分も含めて、お願いをしている団体さんであったりとか会社さんが、ショートすることないように、きちんとお支払いの部分もやっていただきたい。例えば、委託でお願いをする部分があります。でも例えば、その委託でお願いをするんだけど、トータルの金額を最後に終わってボンと払うのではなく、月ごとに払うとかいう部分もあったりしますよね。そういったことも含めて、ぜひ対応していただければと思います。

まだ続けていいですか。あともう一つ、健康づくり事業で、健幸ポイント事業をやっておられるわけなんですけど、似たような事業を県のほうでもやっているんですよね。県のほうのやつを見ると、かなり市の部分とかぶるような感じがするんです。時期的にもかぶっているんですよ。県がふくおか健康ポイントアプリを公開します。健康アプリで楽しく健康づくりというやつの発表が、ことしの2月5日というふうな形で、ホームページ上ではあるんです。同様に、スマホアプリを使ってウォーキングを行っていただいたり、体重、血圧、食生活の健康記録をつけたり、健康教室に参加するなどした場合にポイントをつけましょと。そのポイントに対してまた特典をつけるという、非常に似通っていると思うわけですが、この福岡県の動きについては、何ら市としてはお聞きしてなかったのかどうか、そのあたりについてはどうなんでしょう。

○健幸・スポーツ課長

県の健康ポイント事業については、昨年の時期は定かではないんですけども、年末あたりのところで、県のほうでこういう事業をスタートさせますという内容のものだけ聞いておりました。年明け、これも2月とかぐらいだったと思うんですけども、説明会がございまして、こういう事業ですということは、事前にそういう説明会がありまして、知っていった状況でございます。

○江口委員

市が今のSWCの部分で、やり始めた時期からすると、そちらのほうの方が先だったので、そちらのほうが多分、先ですよ。SWCの分が先ですよ。ものも見事にかぶったなと思いつつ見ているんですが、この県のポイント事業の中で、そのホームページの中で、県内市町村が住民を対象に独自の健康ポイント事業を実施する際に、ふくおか健康ポイントアプリを活用することは可能とあるんです。そこでお聞きしたいのが、今、市がやっている部分に関しては、この県のポイント事業、県のアプリを使ってやっているのか、それともSWC独自のアプリを使ってやっているのか、今年度についてはどうなりますか。

○健幸・スポーツ課長

今年度行っている事業につきましては、SWCの事業の健康アプリというか、そういうのを含めて事業を行っているところでございます。

○江口委員

そうすると、ここの部分に関して必要な予算は、どの程度かかっていますか。

○健幸・スポーツ課長

この健康ポイント事業にプラス1点、県の健康ポイント事業と今、私どもが行っている事業の分で違うというところがございまして、それはそれぞれデータを蓄積する、使用前、使用後も含めてですけれども、そこの身体の状況も含めて、結果を正しく見るというところが大きく違うところでございます。今回の、今、予算の分の事業費でございすけれども、そういうのもひっくるめて、約5400万円でございます。

○江口委員

その5400万円に関しては、ポイントに対する何か景品というか、そういった分も含めてではないかと思うんです。単純にこのアプリの利用料としては、どの程度なのか。わかればお答えいただきたいなど。同様に県のアプリを使った場合には、どの程度の費用となるのか、わかりましたらお聞かせいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

今行っている事業が、先ほど言いましたように計測であったりとか、いろんな事業が組み合わされているんですけれども、アプリのシステム利用料といたしましては、340万円程度でございます。失礼しました。県のほうについては使用料等々について、ちょっと今手元に資料がございません。申しわけありません。

○江口委員

次回等でもいいので、そこの部分、県の部分がこういった部分であっておられて、市の部分としてはこういった形でやっている。その違いがわかる資料がもしできましたら提供いただくと助かります。

○委員長

資料の準備ができております。サイドボックスに掲載しておりますので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

資料いただきました。ありがとうございます。それで、資料説明を先にされますかね。説明をお願いします。

○医療保険課長

今、提出をさせていただきました資料につきましては、診療月の1月から5月、実際、これは診療月になりますので、実際その結果が出るのに2カ月ほどかかります。したがって最新の情報は、ことしの5月ということですので、その比較の資料をちょっとつくらせていただいております。1月、2月、3月につきましては、増減割合が3%から4%ぐらいの間となっておりますけれども、4月以降、緊急事態宣言等々発せられた状況から、減少率が顕著になっております。4月につきましては8.17%、5月に至っては15.48%というふうになっております。緊急事態宣言は5月25日、全国的に解除されておりますので、その後のちょっと動向等を見ていく必要はあろうかと思っておりますけれども、現状のところは、コロナ禍というところで、病院、医療機関等で診療されるのを控えておられるような動きがあったのではないかとというような推察がされます。

○川上委員

この間、7月29日に市立病院管理運営協議会がありました。傍聴もしてきたんですけど、そういう自身をみずから抑制するという側面と同時に、予定手術などについては延期すると。

緊急的なものについて、もちろん急いであるということのようですので、ほかの要素もあるかと思うけど、こういう5月の段階で、15.48%、そういう余事の抑制ということになっているわけですけど、これは6月、7月、8月はまだですけども、見通しとしてはどういうことになるか、見解がありますか。

○医療保険課長

今後の予測ということでございますけれども、ちょっとなかなか難しいところがございますが、緊急事態宣言等が解除されまして、6月はちょっと緩んだようなムードございましたので、幾らか回復してくるのではないかと。この期間に病院に行くのを控えておられた方が、ちょっとおくれて行かれるというようなケースもあるのかなというふうには考えております。ちょっとは詳細に、予測というのは、ちょっとなかなか難しいので、ご容赦ください。

○川上委員

感染確認された方が、3月に2人、4月に2人という話を先ほどしましたでしょう。7月に30人でしょう。8月はこれ以上ふえないことが期待されるけれども、市民へのインパクトというのは相当大きいものがあって、それで病院に行かなければならない方たちが行けない。病院に行っても、治療が、手術が先に延ばされるというようなことなただけれど、ところで飯塚市民は今、12万8千人ということになっておりますけれども、国保世帯の人員は、人数はどれぐらいですか。世帯数、人数。

○医療保険課長

国保世帯の人数、世帯数というところでございます。今ちょっと手元に6月末現在の数字がございます。被保険者数が2万7127人、被保険者世帯数が1万7622世帯というふうになっております。

○川上委員

それで大半というわけではないけれども、感染防止、それから命と健康を守るという点で言えば、やっぱりこの国民健康保険制度がどう機能するかというのは、決定的な大きな役割があると思います。それで、この資料を見ただけでも医療を必要としている人たちの中で、病院に行けないという状況が見てとれるんだけれど、健康上どういった事態が生じていると思われませんか。

○医療保険課長

目に見えて医療費が減っております関係ですから、通常、初期の段階でちょっと軽い状態でもちょっと病院に行って診療を受けられていた方が、このくらいならということで控えるというような動きをされているということ、ちょっと今予想はしておりますけれども、詳細は個々のお話ではちょっと私のほうでは、何ともあれなんですけど、コロナの感染リスクがありましたので、特に緊急でない場合、ある場合除いては、病院に行くのは控えられたということで、早期治療とかいうのには、若干の影響が出ていたかもしれません。

○川上委員

早期発見、早期治療でその方の苦難を軽減したり、負担を軽減するというのと同時に、総医療費の抑制にもなっていくということがあるんだけれど、今のところ、よくわからないということなんです。聞けばわかるわけでしょう、医療機関に。聞いてもわからないですか。

○医療保険課長

ちょっとそういうことで思いが至りませんでしたので、特に伺っておりませんが、受診される患者さんの傾向あたりは、ある程度お尋ねすればわかるかもしれません。

○川上委員

本市が発足してからも、当初そうではなかったかと思っておりますけれども、医療給付課という課はなかったんですね。健康増進課とか言っていたわけですよ。旧飯塚市も健康増進課でした。それで、この健康増進課と医療給付課と、何か違いがあるのかなと。国民健康保険会計を扱う

ところが、医療給付課であると。医療費のお金のことを考えるのが、給付課であるということでは、やっぱり健康増進、健康に責任を負うという立場で、今、担当課が頑張るときじゃないかと思います。それで、新型コロナ対応措置として、本市としては、主に打ち出している措置があるかと思うけど、どういった点を打ち出していますか。

○医療保険課長

今般の新型コロナウイルス感染症の関係で、当課のほうでとっている措置ということでございます。まず新型コロナウイルス感染症の影響による分につきまして、特例的な国保税の減免基準のほうは、国のから示されておりますので、これに沿って減免措置を行っているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の被用者に対する傷病手当、4月30日時点で専決処分させていただいた条例がこれに当たりますけれども、傷病手当金につきましても、国の示した基準に基づき支給をすることをいうふうにさせていただいております。さらにこれは、3月2日に通知があった分ですけれども、被保険者資格証明書を交付されている方につきまして、新型コロナウイルス感染症に感染した場合や感染した疑いがある場合につきましては、感染拡大防止の観点から、医療機関の窓口において被保険者証として取り扱う旨の措置が示されております。大体、大きなところはこの3つでございます。

○川上委員

国民健康保険税の減免でしょう。これが63件、対策本部で報告しているでしょう。それから支払いの猶予というのもあるんですね。61件で報告しているでしょう。それで、このことは、病院にかかることと、どういう関係がありますか。税金を減免します。それから支払い猶予します。このことと、そのことが病院に行くのを促すことに直接つながりますかね。

○医療保険課長

国保税の減免でありますとか猶予につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、保険者の方々が経済的に影響を受けていらっしゃる方が多々いることが想定されます。したがって、税負担の軽減ということを主眼にしておりますので、ちょっと直接、病院に行くことを促すということに関しましては、金銭的な面で税が軽減されれば病院の窓口でお支払いする経済的な要因は多少はあるのかなと思いますので、今回の軽減、減免措置につきましては、結構、基準のほうは突っ込んだような内容になっておりますので、場合によっては全額の免除というような内容にもなり得るような中身ですので、この辺につきましては国のほうも財政支援をいただくようになっていますので、積極的に推し進めたいと思っております。

○川上委員

今の話では、減免したり支払い猶予したりすることが、それでお金がその分があるだろうから、窓口負担に回しやすいので受診を促すことになるでしょうというお話なんですね。まあ、あり得ないですね。

それで、先ほど国保世帯と人員について、数字を聞きましてけれど、窓口に行けば10割払わないといけない資格証明書しか持たない方は、どれぐらいの世帯ありますか。

○医療保険課長

資格証明書の交付世帯ですと、ちょっと時期が6月ではないんですけれども、3月末現在ですが456世帯というふうになっております。

○川上委員

短期保険証1カ月、2カ月、3カ月、6カ月があるんですかね。それぞれごとに、お願いします。

○医療保険課長

お出ししている短期証というのは、1カ月証と2カ月証のみになります。1カ月証につきましては、これも3月末現在ですが、460世帯。2カ月証につきましては263世帯というふうになっております。

○川上委員

そしたら、この3つを合わせると、1179世帯になりますかね。この世帯は、1年間通用する保険証を持たないということだったんですね、3月末で。緊急事態宣言の7日前ということですよ。この1179世帯に対しては、緊急に正規保険証を渡すなどの手だてはないか、検討されていないですよ。

○医療保険課長

特にそういった検討はしておりません。

○川上委員

1179世帯は、人員にして何人かわかりますか、わかりませんか。

○医療保険課長

人数にしますと、1950人というふうになっております。

○川上委員

この数字は、7月末の段階で変化していると思われるけど、それはわかりません。

○医療保険課長

すみません。直近のデータはちょっと持ち合わせておりません。

○川上委員

今、通常でもそうですけれど、特にコロナ危機のもとで保険証がない。あるいは1カ月証というのは、もらったときは1カ月だけれど、時間がたっていったら、半月証とか、1週間証とか、3日証とかになってくるわけですよ。だから、1カ月証というのは本当は存在しない。それで2カ月証でもあまり変わらない。だから、この1950人の方は、まともに病院に行こうと思っても、不安が先行して行かれない。とりわけ、その資格証の方は、医者からあなたは陽性のおそれがありますよと言われたら、また違うかもしれないけれど、通常456世帯の方々は10割払うことができませんから、病院に行きませんよね、普通。これは、通常するときにも許されないと思うけど、コロナ危機のもとで、これは放置されていいんですかね。

○医療保険課長

資格証を交付されている方につきましては、放置しているというよりも、納税の督促でありますとか、事情説明書をお送りして、事情をお伺いするよう、ご相談いただくようにというような連絡を常にしておりますので、特に通常から放置しているということではないというふうに認識しております。

○川上委員

自分は絶対国民健康保険税を払いません。お金が幾らでもあります。病気になるから大丈夫という人にも、保険証を今お渡しするという時代ではないのかと私は思うわけですよ。仮にそうであっても。だから資格証については、それが短期の1カ月証、2カ月証も含めて、ちょっとよく研究していただいて、速やかに当事者に1年間通用する正規保険証を、まずは保険証を渡すということをやらなければ、その方の健康も守れないというのもあるけれど、社会全体で連帯して、一致団結して感染を防止するという視点からいって、大きな穴が空きっ放しということになるのではないかと思います。ぜひ検討してください。

それから、もう一つは大きな課題の2つ目になるはずなんだけれど、子ども医療証、親が国民健康保険税を払わない、あるいは払えなくて、そういう場合でも分離してという議論を10年前からやったわけですよ。そして飯塚市は、全国的に誇るべき英断をした。子ども保険証をつくり、そして18歳になった後の3月まで渡していく。これによって何ができるかというと、飯塚市の子ども医療助成制度、当時は無料と言っていましたけれど、これの適用を受けられるわけですよ。それまでは、資格証明書発行世帯は子どもさんたちも保険証がないから、病院に行けないですよ。それ打開していつているわけです、今。全国的に聞いてみると、満期保険証、1年間通用する子ども医療証を渡しているところは、ほかにちょっと見当たらないで

すよ。だから、これほどのよい仕事をしている飯塚市が、先ほど言ったような資格証明書の発行を、この時代にそのままよいかという問題があるんだけれど、飯塚市の子どもさんと、子ども医療証を持たない子どもがどれぐらいいるか、確認できますか。

○医療保険課長

先ほどから言っていた分につきましては、18歳以下のお子様に資格証、もしくは短期証交付世帯であっても満期証を交付しているというふうな内容だと思いますけれど、それですので、平成21年4月から18歳以下の子どもにつきましては、満期証を交付しておりますので、持っていない方はおられないはずです。

○川上委員

副市長、今、離職者が多いじゃないですか。離職者が多くて、離職者が少ないときもそうなんですけれど、国保加入をためらう方は少なくないです。誤解もあって、国民健康保険証を作りに行ったら、窓口でお金を払わないかんのではないかと思っている方がおられるんだけれど、窓口でお金を払わないと、保険証を渡しませんか。離職して、国保に加入するとき。どうなっていますか。

○医療保険課長

社会保険等を離脱されて、資格喪失されて、国民健康保険の処分の手続に窓口に来られます際には、取得手続をし社会保険がいつ切れたというような証明書をお持ちいただいて、その日にさかのぼって加入していただくんですけれども、保険証はその場でお出しできますし、それに伴って発生する国民健康保険税といいますのは、一応、受け付けた後に計算しまして、翌月とかぐらいに納付書等々をお送りして、早くて翌月の末ぐらいの納期限で納入をお願いするような形になります。

○川上委員

ですから、それにもかかわらず、お子さんを抱えている所帯でも、今言ったように窓口に行けばそこで幾らか払わないかんのかなと漠然とした不安があったりして、なんとなくもたもたしているという方もいるんですよ。ということは、1万人近くいる小中学生だけでも、それからその上、下の子どもさんもいるんだけれど、保険証を持たない状態にある子どもさんというのはいますよ。その子どもさんが僕は保険証を持ちませんと言って市役所に来ないでしょう。だから、どうするかというと、飯塚市が今の時代ですから、保険証を持たない子どもさんを見つける、そして保険証を渡すか、保険証がなくても10割取ったりとかしませんから、安心して行ってくださいというふうに、言うかですよ。もう後者のほうが早いかもしれん。保険証がなくても、10割とか取りませんと。保険証のあるお家のお子さんと同じように助成しますというふうに大キャンペーンをはらないといけないでしょう。と思うんだけれど、副市長はどう思いますか。

○医療保険課長

普通、保険証がなくても窓口負担がいらぬというのは、ちょっと難しいかなと思うんですけども、無保険者のことを言われていらっしゃるのだと思います。社会保険等、会社とかを退職されて、そのまま国民健康保険をつくっておられない方が一定数いるというのが問題になっていると思いますけれど、ちょっとなかなかその捕捉、どのくらいおられるかとか、どこにおられるかというのはなかなか難しいというのは、認識はしております。ちょっとそれをどうしたらいいかというのは、ちょっとなかなか難しい問題で、今のところ有効な策というのは、ちょっと思いあたってはおりません。

○川上委員

もう通常じゃない時代にも入っているわけだから。例えば、もう御承知だと思いますけれど、孤独死されている方々もおられます。でも、その方々がコロナで亡くなったかどうかというのは発表しませんよね、日本の場合は。そういう状況なんです。だから行政の責任で、本人の

健康を守る、命を守るということと、感染を防止するという角度から言えば、難しいですというのは、難しいそうだなと思わないでもないけど、行政がありとあらゆる知恵を出せば、全ての子どもに保険証を渡すこともできるはずだし、それから仮に保険証がなくても、私は課長は難しいですと言ったけれども、子ども医療助成をやっているわけだから、見たら子どもとわかるんだから、だから、子どもだったら保険証があろうとなかろうと、今の時代、少なくとも、どれぐらい続くかわからないけれど、子どもだったら、もう飯塚市の子ども医療費助成を適用するというのを考えたらどうですかね。それを副市長に聞いているわけですよ。副市長ではないと答弁しにくいかもしれませんよ。

○市民環境部長

質問者が言われますとおり、社会的問題の一つであるというふうに思いますけれども、何分、申請主義と申しますか、申請をいただいてそれから保険証を発行する等の手続がありますので、現時点では得策というのは持ち合わせていないというのが現実でございます。

○川上委員

全然、かみ合っていない。そんなことを聞いてないでしょう。今ので、わかりました。そのくらいというのがわかった。副市長は意味がわかっているはずだから、ちょっと答弁できませんか。こんな大事な問題をかみ合わない答弁で終われないでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:49

再 開 14:59

委員会を再開いたします。

○市民環境部長

質問者が言われますとおり、子ども医療証につきましても、子どもの命を救うための大事な医療証でございますので、市内にも、そういう方がおられますことから、早急に内部で検討しまして、どういう方策がとれるか対応してまいりたいと思います。前向きに対応します。

○川上委員

1人も取り残さない、ここで一緒に生きようと、私、市長にも申し上げましたけれども、日本国憲法の第11条、それから12条、13条、25条、それからそもそもの国民健康保険法の第1条に目的が書いてあります。この精神を、今、コロナ危機のもとで発揮して、地方公共団体、地方自治体がやっぱり一丸となって頑張るときだと思っておりますので、ぜひ力を尽くしていただきたいと思っております。

医療給付関係は終わりますけど、健康増進、続けていいですか。健康増進にいくんですかね。健幸・スポーツ課か。まず新型コロナのもとで、事業計画の実施状況は先ほどの説明でわかりました。心配しているのは、この状況のもとで、本来、目的との関係、健康づくりとの関係でどういう悪影響が今あらわれていると思うか、お尋ねしたいと思います。

○健幸・スポーツ課長

今、このコロナの感染拡大の状況におきまして、外出自粛、緊急事態宣言時はありましたけれども、その後も不要不急の外出については、なるべく避けようという空気が残っているかと思っております。特に高齢者においては、その分が顕著にあらわれているのかなと感じております。その分のその結果として、健康の2次被害ということで、私たちは考えるわけですが、その際、運動不足であったりとか、高齢者においては孤食の問題、社会参加が非常に減って会話が減っているというところでのフレイルが進んでいるということ、今大変危惧している状況でございます。

○川上委員

ここ、もう半年ばかりになるわけだけれど、高齢者問題ですよ、筋力の衰えとか言われてお

るわけですね。それと心の認知機能の問題とか、そういったものにも影響があるだろうと思うわけですね。そうすると、今度は数年先への影響というか、そのことについては何か見解がありますか。

○健幸・スポーツ課長

今質問委員がおっしゃられた認知症であったりとか、そういうことの出現率というのは、これまで想定したもの以上になる心配があると思っております。今、非常に運動不足、筋力の不足、それによって引き起こされる実際、高齢者であれば倒れたりとかすれば骨折のリスクもあります。それによってますます動かないということで、その後、動かなくなれば寝たきりになってという負のスパイラルに入っていくという状況が想定ができますので、そういう出現率が非常に高くなるということを心配しているところでございます。

○川上委員

それが短期、中期みたいな形になってくる可能性があって、その場合に、状況によっては医療崩壊が指摘されますけれど、起こり、介護の崩壊も続いてくるわけでしょう。こうしたときに、この状況のもとで、本来はもう少し元気で頑張れる方たちが、急速に状態が悪化していくということになれば、体制の崩壊と悪い響き合いをして、重大な社会不安にもつながりかねないようなことにもなるんじゃないかと心配を私はしています。そこで、保健センター系の業務があるわけですが、保健衛生に関すること、予防接種、保健事業、母子保健事業、健康づくり推進事業、体力づくりと書いていますけれど、ほかにもありますけれど、これらの中で、とりわけ保健師の方々が仕事、業務が大変やりにくい、危機も感じるというようなところが、具体的にどういった状況にあるか認識を共有することが重要と思うので、ちょっと教えていただけますか。

○健幸・スポーツ課長

保健師の業務といたしましては、まず一番大きなウエートを占めるものが、そのお母さんだったりお子様でありますけれども、そういった方と接して、その方の不安であったりとか、悩みであったりとか、そういうものを会って話すことで聞き取って解決に向けるという仕事になろうかと思えます。その分がまず、このコロナの状況の中で、それがやりにくいと。対人的な接触の部分非常にリスクがあるということを言われておりますので、その分がお母さん方については、不安があると、そうすることによって。その分で保健事業がやりにくいという状況がまず一つあります。それと、実際の業務に当たりましては、乳幼児健診等々ございますけれども、これまで集団健診を、本市としては実施をいたしておりました。その会場においては、お子様が大体50人程度、1回の。それには、お母さんであったり、お父さんも来られますけれども兄弟の方も来られるケースもございます。であればその1会場に100人以上の方が1日の健診会場に集まるという状況がございましたので、その分ができにくい状況が生まれまして、今、個別検診でもう病院に行ってもらおうということで対応いたしておりますけれども、これによって病院で全て対応してもらおうということであれば、保健師がもともと持っていた役割として、対人的なことで話しているいろんなことを聞くということができにくいというか、その健診の事業の中では行えないという状況が、今、発生しているということでございます。

○川上委員

そうしたら母子の状態を把握する、唯一とは言わないけれど、一番大事なチャンスが奪われているし、また通常、別のチャンスに把握しようと思っても、それもやりにくいということなんです。リモートでとかいうようなことをいう自治体もあるんですけど、そういうのは、何か検討はされていますか。

○健幸・スポーツ課長

お子さん、お母さん、お父さんもですけども、子育ての悩みについては、リモートでもできるような体制づくりを今、整備しているところでございます。前回議会の補正予算の中で、

その予算を承認いただきましたので、今、その準備を行っているところでございます。

○川上委員

全てリモートというわけにはいかないのですが、それはそれで急いだほうがいいと思いますけれど、母子に自分から感染をさせない、あるいはそのお宅からコロナウイルスをもらわないというようなために、保健師に今、備品というか、感染防止のためのものとしては、こういったものを給付していますか。

○健幸・スポーツ課長

今現在行っているところであれば、マスクは常にするということですがけれども、訪問時に限らず、訪問時でもすけれども、訪問の際については、携帯のアルコールスプレーを常に持って行ってもらって、会う前、会った後は、手であったりとかの消毒をする。戻ってきたときも同様と。執務室で会う場合についても、そういった対応、机のところの消毒等々の感染防止の対応は行っているところでございます。

○川上委員

私もその場面におったことがないから、聞くぐらいですからよくわからないところもあるんですけど、防護服を用意すべき局面というのはないですか。

○健幸・スポーツ課長

今現状においては、防護服を着用して訪問であったりとか、その保健師の活動をしていくところのステージはないかと私は判断をいたしております。もし、それが必要な状況といえますか、その母子のほうと接触をすることの必要性、今会う必要性とそのリスクを考えた場合に、先ほど申しました、緊急性がある場合であればリモートの対応をすることということが有効なのかなど。防護服を来て話をするということであれば、どうしてもちょっと壁を感じると思いますか、そういうこともあろうかと思っておりますので、現状では、その対応は行っていないところでございます。

○川上委員

すぐに使うかどうかは別にして、ドラえもんのマークのついた防護服でなくてもいいんですけど、そういったものに適した物々しくないようなものを、やっぱり用意されているようですから、本市としても、一定程度確保しておくというようなこともいるのではないかというふうに思いました。いずれにしても、健康対策の最前線にある方たちが感染し、そしてそれが感染源になっていく、あるいはクラスターみたいになるわけにはいかないのです、万全を尽くしていただきたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

先ほど保留しておりました「公共交通・お出かけ支援について」要求のありました資料の準備ができております。資料はサイドボックスに掲載しておりますので、ご確認ください。本件について質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

資料を見させていただきました。数字が消してあるところがありますので、よくわからないんですけど、この路線については赤字なのか、黒字なのか。収支率は上っていつている、右肩上がりになっているようなんですけれども、黒字か赤字かというのは、説明を聞かれていますか。

○地域公共交通対策課長

本路線は赤字と聞いております。

○川上委員

年間どれぐらい、例えば前年度で。

○地域公共交通対策課長

そこまではまだ確認しておりませんので、今後確認する予定にしております。

○川上委員

それが通常考えられるぐらいの赤字であれば、さっき市名を言い忘れましたが、関係市町村で協議して、お金のことであれば対応しやすいのではないかと。運転手の不足状況、それから見通しが厳しいですというふうに書いてありますけれど、それについては具体的に、この路線、飯塚発みたいなのもありますけれど、9便でしょう。これに必要な運転手さんが何人で、これが特に、この田川・飯塚・福岡急行において確保しにくいんだと、ここが特に確保しにくいというような説明が、何かありましたでしょうか。

○地域公共交通対策課長

今、質問者が言われたようなことにつきましては、まだ説明をお聞きしておりません。

○川上委員

何分ぐらい、その本社の担当と西鉄バス筑豊の社長さんはおられたんですかね。

○地域公共交通対策課長

おおむね20分程度ではなかったかと思っております。

○川上委員

コロナ危機のもとで、長居は無用ということもあるでしょうけれど、基本的に通告なんですね。相談とかいうわけじゃないんですね。それで、運転手さんがどのくらい足りないかということはよくわからないんですけど、それについても西鉄が、きちんと本体がもうかっているわけですから、きちんとした対応をすれば、運転手の確保は見通しが、もう少し出てくるかもしれないというふうには私は思ったりするんですけど、その点で言えば、先ほど私が名前を挙げた自治体と、市名を忘れていましたから、落としていましたから、加えた関係自治体で情報の共有、それから協議はどういうふうに考えておりますか。

○地域公共交通対策課長

今、申されました関係自治体に、私どもと同様に申し出がいったばかりという情報は聞いておりますけれども、今後、どういうふう調整するかというのは今からということですが、関係自治体と連携してやっていきたいというふうに考えております。

○川上委員

田川発とするでしょう、田川後藤寺から仁保ぐらいまで、要するに飯塚に入るまでは廃止するけれど、飯塚から福岡までは減便にとどめるとか、そういうことを言ってきますよ。そして関係自治体が足並みそろえて住民の交通手段を守るという足並みは乱れますね。それぞれの地元の住民の要求を正しく正確に捉えれば、展望が見えてくるのではないかとこのように思いますので。それから西鉄バス筑豊及び本体とは、どういう協議の仕方をするのでしょうか。先ほどは、もう通知を受けただけですねという感想を持ちましたけれど。

○地域公共交通対策課長

本件につきましては、まだどういう方針で調整、協議するかということは、これからは検討していきたいと思っておりますので、定まってはおりません。

○川上委員

私、提案があるんですけど、西鉄との関係では、相手は本体、筑豊もいると思いますけれど、相手にして、一体、西鉄は飯塚、筑豊でどういうリストラとか事業縮小計画を持っているのか、中長期的なものを持っているはずだから聞かせてくださいというのを、片峯市長がきちんと話をし、年次計画を持っている可能性がありますから、聞かせてもらいましょうよ。田川だって322号線が、金辺トンネルを越えて、香春から大任まで抜くんですよ。もう開通しましたよ。なのに、バスは止めますとかいうことだったら困るでしょう。だから、西鉄の動

向というのは、社会が全体として期待している方向と逆向きに利益を上げながら走っているということであれば、やっぱり社会的に要請することによって、国の支援もあるかもしれませんが、地域公共交通を守るという点では、大きな力になると思うので、まず何を考えているのかなというのを飯塚市としては、やっぱり最高責任者が市民を代表して聞く。場合によって、田川の二場市長とか、いろんな首長の方と話し合っ、そういう意味での共同の足並みの取り方ということもあると思います。ぜひきょうは、新型コロナで、市長が関係の自治体の皆さんと共同行動されているということで、それは大事なことだと思うので、よく伝えていただいて、踏み込んでもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定の締結について」報告を求めます。

○環境対策課長

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定の締結について」ご報告いたします。資料をお願いいたします。地震や風水害等の災害によって、災害廃棄物が大量に発生し、既存の一般廃棄物収集運搬体制での処理が困難な場合には、関係団体に協力を依頼する必要が生じます。この対応について、迅速な処理を図るため災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を締結しましたので、報告するものです。

締結日は令和2年7月2日、締結先は、飯塚清掃事業協同組合理事長、能登謙二氏であります。飯塚清掃事業協同組合は、日ごろより市内の可燃ごみを収集されてある9業者で構成され、地域を熟知されております。また、多くの人員や車両等を保有されてある組合と、このような連携を図ることができることは、災害対応の懸案事項の一つである災害廃棄物の迅速な処理体制について大きく前進するものとなります。

協定する連携項目は、表右上に記載しています3項目で、1つ目は災害廃棄物の撤去、2つ目は災害廃棄物の収集、運搬、3つ目は、災害廃棄物の撤去、収集、運搬に伴う必要な活動であります。日ごろから災害対策の充実につきましては、自治体を挙げて取り組んでおりますが、今回の協定締結により、一層の災害対策の充実を図れるものと考えております。以上、簡単ではありますが、「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定の締結について」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今後、災害については、自然災害単独ではなくて、コロナ危機が必ずつきまとうということになっていますので、この複合危機については、従来と違う対応が必要と思うけれど、それについては何か、協定締結時に向けて議論したかどうか、お尋ねします。

○環境対策課長

協定締結時に、コロナの対策の話し合いはしておりませんが、通常業務からコロナに感染しないようにマスクやゴーグル等を徹底して作業することは、組合とも話し合いをしております。

○川上委員

熊本に支援に行った公務員が感染したということで、それから先にクラスターが発生したという報道は聞いていませんけれど、とにかく話してないってことね。このことについてはね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策の概要について」報告を求めます。

○新型コロナウイルス対策室長

「新型コロナウイルス感染症対策の経過概要について」説明させていただきます。最初に、対策経過についてでございますが、6月定例議会で報告しました以降の分について説明をさせていただきます。資料の11ページをお願いいたします。6月30日に行政アドバイザー会議を開催し、今後の市の対策についてのご意見をいただいております。会議の概要については、既に報告をいたしておりますので、省略させていただきます。12ページをお願いいたします。7月7日、17日と、それから資料には掲載しておりませんが27日に対策本部会議を開催いたしております。対策本部では御承知のとおり、7月に入り感染者が増加していることへの対応、市の対策事業の進捗状況の報告及び確認等を中心に協議をいたしております。協議の概要については、当日、議会事務局を通じ、議員の皆様にご報告いたしておりますので、内容については省略させていただきます。

資料には掲載いたしておりませんが、7月31日までの感染者の状況でございます。3月に2人、4月に2人、そして、7月に30人、合計で34人となっております。うち14人の方は感染経路が不明で、残りの方は接触感染となっております。また、市内の障がい者福祉施設の集団感染が1件発生いたしております。年代別割合では、20代が60%、30代が20%と若い世代の感染が顕著となっております。嘉穂・鞍手保健環境事務所、保健所管内におきましては、8月3日時点では人工呼吸器をつけるなどのいわゆる重傷者はいないということでの報告を受けております。以上、簡単ではございますが、対策経過についての説明を終わります。

○総合政策課長

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況につきまして、事業が各部局にまたがりまますので、総合政策課のほうから一括して報告させていただきます。資料につきましては、15枚目からになっておりますが、資料2をお願いいたします。改めてページ数を1ページからふっておりますが、6ページまでになっておりますが、こちらにつきましても6月に開催されました常任委員会におきまして、資料に掲載しております新型コロナウイルス感染症対策事業の6月10日現在までの実施状況を報告させていただいております。今回の報告につきましては、当該対策事業の7月17日現在までの実施状況につきまして、事業ごとに申請状況、決定件数、支給額等について記載しております。詳細の説明等につきましては、省略させていただきます。以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、新型コロナウイルス感染症対策における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○鯉川委員

資料1の4ページで、飯塚市内での感染者発生状況を拝見いたしますと、飯塚市も最近では毎日のように感染者の報告があり、多いときには10人の感染報告もあっております。現在のところ、感染者数は37人との報告がされておりますが、その37人の現在の状況がどのようになっているのか、お尋ねしたいのですが、たしか残念なことに1人の方がお亡くなりになったと聞き及んでおります。残りの36人のうち、何人の方が退院されたのか。また現在も入院

中の方は何人いらっしゃるのか。住宅もしくはホテルで療養中の方は何人か。そして自宅待機の方が何人いらっしゃるのか。それと自宅療養、自宅待機の方で家族と同居の方が何人、単身が何人なのか、わかれば教えていただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

飯塚市内の感染者の療養状況については公表されておられませんので、市としても把握いたしていませんが、今おっしゃいましたように、1人の方の死亡については、私どもも確認いたしております。福岡県のほうに問い合わせさせていただきました情報では、感染者は症状によって医療機関への入院か、福岡県が借り上げしているホテルでの宿泊療養のどちらかということになります。福岡県では現時点では自宅療養という選択肢はないということでございます。ただし、入院または宿泊療養での手続や準備のために、1日程度、自宅での待機は生じるというようなことで、保健所のほうより情報をいただいておりますが、申しわけございませんが、市内の詳細な情報については持っていません。申しわけございません。

○鯉川委員

問い合わせても教えていただけないみたいということで、個人情報の絡みか何かですか。それとも、保健所のほうが単に忙殺されているから、そこまでは教えられないということなんですか。

○新型コロナウイルス対策室長

基本的には、保健所単位での統計情報というのは公表されておられません。ただ、ちょっと個別に保健所のほうに問い合わせた段階で、もしかして情報としては提供していただけるかもしれませんが、現状、ご承知のとおり感染者がかなり出ておまして、保健所のほうとしても、その対応にかなり力が忙殺されているということもございますので、現状なかなか情報としては、提供いただけていないということもございます。

○鯉川委員

それでは、新型コロナウイルス陽性と診断された患者につきましては、軽症、重症を問わずに入院することが原則でございますが、患者数が増加する中で、現在は、軽症や無症状で重症化のおそれが少ない患者につきましては、都道府県が用意する宿泊施設や自宅での療養を可能とされておりますが、飯塚の場合はホテル療養の施設とかがありますでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

現在、宿泊療養施設につきましては、福岡市内のホテルで博多グリーンホテル2号館というのが455室でございます。それから、8月5日からはリッチモンドホテル福岡天神というところのホテルを県が借り上げて231室、計686室になる予定でございます。それで、ご質問の飯塚市を含めた筑豊地区において、この宿泊療養施設があるのかということでございますが、これについては現在ございません。

○鯉川委員

筑豊地区にはないということでございますが、国内の感染者数は、現在では4万人を超えまして、感染拡大のスピードは感染者が3万人から4万人になるまでの期間は9日間で、初の感染者確認から1万人になるまでの期間と比べると、増加ペースは10倍に加速している状況の中であって、この筑豊地区にないということで大丈夫なのでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

質問委員の言われますとおり、かなり急速なスピードで感染者がふえているということでございますので、当然、しかも現段階では軽症者が多いということもございますので、かなりスピードでいくと、厳しい状況になるのではないかなということ、私どもも思っております。

○鯉川委員

今現在では、まだ何もわかってないような状況だと思いますけれども、ことしの3月か4月だったかと思いますが、仄聞するところによりますと、感染者がふえてきて、軽症の方や無症状

の方がふえたときには、庄内にある筑豊ハイツ、今でいういづかスポーツ・リゾート・リゾートなどに隔離されると伺っていたのですが、その話というのはもうなくなってしまったのでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

確かに宿泊療養施設が飯塚市内にも必要だということで、当時、リゾートとかいうような話、そういうことが検討できないかということもございました。その後でございますけれども、国のほうも、この宿泊療養施設のガイドラインとか、そういうものを整理していつているわけでございますけども、その中で宿泊療養施設の条件としては、感染患者を収容するため、1部屋1人いわゆるシングルサイズというか、そういう形の滞在する宿泊施設という形になります。そして、そういうことで患者さんを受け入れた場合につきましては、医師、県の保健師、看護師など医療スタッフや生活支援を行う県の職員など、8人程度が24時間対応することとなります。仮に、このいづかスポーツ・リゾートを宿泊療養施設とした場合につきましては、現在、客室が15室でございますが、1人1部屋ということになりますと、最大で15人の軽症者を受け入れることはできますが、多数の客室を有するホテルと比較して、対応するスタッフの効率性の観点から、スポーツ・リゾートの活用というのは段階では厳しいと考えております。

○鯉川委員

わかりました。では次に、最近の人口10万人当たりの感染者数では、沖縄県が断トツ1位で、福岡県も3位とか4位とかで感染者の増加が続いていますが、このまま増加していった場合には、自宅療養の可能性というのは全くないのでしょうか。また自宅療養というのは、軽症の方が突然重症化して亡くなれるということもたびたびニュースなんかで聞いていますけれども、そういったところも含めて、どのようにお考えでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

ちょっと今後の動向というのが、どうなるかにもよりますが、今後、感染者が増加し続け、入院や宿泊療養施設での受け入れが困難となった状況においては、当然、自宅療養ということになると考えております。先ほども申しましたように、福岡県のほうでは県段階では自宅療養という選択肢はございませんけれども、他の都道府県においては、自宅療養というようなものもございます。そういう中で、軽症者等の自宅療養の開始というのは、最終的には県知事が判断することとなっております。対策の意向については、患者へのフォローアップの体制の整備を十分に確認して判断するということになっております。もう一つ、ご質問のように、では自宅療養していたときに重症化したときはどうなるのかということでございます。その場合も、当然自宅療養をしているときには保健所のフォローアップという体制が整っている。それから、家族の方もそれに対しての協力姿勢というか、知識、姿勢というのが十分あるということ判断して自宅療養をしていくという形になりますので、当然、そういった危機に対しての対応も踏まえた上で、自宅療養していただくということになりますので、その辺は保健所との連携が大切だろうというふうに考えております。

○鯉川委員

自宅療養もあり得るとの見解でございますが、自宅療養する場合、また自宅待機が長引くような場合などの方で、家族に感染させるおそれ、また単身の場合は、食事などをする場合に買い物に行かれたりするわけですが、行った先で感染させるおそれもあると思うんですけれども、買い物とか、また通院とかのフォロー体制というのはどのようになっておりますでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

飯塚市新型インフルエンザ等対策行動計画、これは平成26年9月に作成いたしておりますが、それにおいては、県内感染期というフェーズにおいては、在宅で療養する患者への支援という項目がございます。その中で、市は国、県と連携し、関係団体との協力を得ながら、患者

や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援、見守り、食事の提供、医療機関への移送を行うということとなっております。本市対策本部の中においても、援護班というものを設置いたしておりまして、この援護班がこういう役割を担いまして、患者さんへのフォローアップをしていくという形になります。

○鯉川委員

今、申されました本市対策本部の援護班とは、どのような方たちで組織されているのでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

援護班については、主体は今のところ、福祉部が担っているというところでございます。市の職員でございます。

○鯉川委員

次に、前回の委員会的时候にもお尋ねし、お願いしておりました接触確認アプリCOCOAですけれども、現在、市のほうでも積極的にインストールを勧めていただき、感謝しておりますが、現在、全国でどのくらいの件数がインストールされているのか御存じでしょうか。わからなければいいですよ。

○新型コロナウイルス対策室長

正確な数字は把握しておりませんが、非常に少ないというような状況は確認いたしております。

○鯉川委員

私がネットで見てみた限りでは、8月3日現在で、1099万件となっている模様でございます。当初、厚労省は国民の60%がインストールしてもらわないと本当の効力を発揮できないということでしたが、最近では、普及率4割で感染者が半減、2割でも効果ありと言われております。参考までに都道府県別で言いますと、7月1日時点で1位はつい最近まで、完全者がゼロだった岩手県で19.2%、最下位は奈良県の3.6%で、福岡県は比較的感染者が多い県ではありますが、インストール率はわずか6%で、40位という残念な結果でございました。そこで、国の消費活性化策の一つとして、マイナンバーやキャッシュレス決済の普及促進を目的とされましたマイナポイントというのがあり、クレジットカードや電子マネー、QRコード決済などのキャッシュレス決済サービスとマイナンバーを紐づけて、チャージまたは決済すると25%が還元されるわけですが、厚労省が本気でCOCOAを60%インストールしてもらいたいと思っているのならば、このマイナポイントみたいなアプリとCOCOAを紐づけし、インストールしてもらった方には5千円程度のポイントをつけてやるとか、対策をすればもっとふえてくるのではないのかなと思っておりますが、飯塚市でも、先ほど説明がございました健幸ポイントサービス事業などと紐づけをされて、COCOAをインストールしてもらった方にはポイントがつくとか、そういうふうな何らかの特典を付けてインストールを推奨するようなことを考えてはいただけませんか。

○新型コロナウイルス対策室長

なかなかアプリを、皆さんが入れていかないということで、インセンティブをというお話だと思います。今、健幸・スポーツ課のほうで健幸ポイントというのをやっていますので、ちょっとどういう形でやれるかというのもございまして。どのタイミングでどういう形でやれるか。健幸ポイントにつきまして、スマホを持っている方というのが対象という形にもなりますので、そこは、ちょっと十分に対応できるかどうか検討させていただきます。

○鯉川委員

今の答弁は、何らかの特典とかいうのも含めて、推奨していきたいと思うということではないんですかね。

○新型コロナウイルス対策室長

そういう特典付きでの対応を、ちょっと検討していきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

この新型コロナウイルス感染症に対して、対策本部会議については、緊急事態宣言が解除され、任意の対策本部となりましたが、議会のほうへは対策本部があった後に情報提供をいただいております。ただ、片一方でこれが市民の方々がどうやって知るかということ、ここについては、何ら情報公開がなされていないのではないかと考えているんですが、私どもに提供いただいた部分で結構なので、そのまま市のホームページにも載せていただきたいと思います。もともと、きちんと会議録もつくるしというお話だったかと思います。やっぱり市民の方々が、どのような状況なのかというのは、市がどう考えておられるのか、何をしようとしておられるのか、何を考えておられないのか、それを知ることというのは、非常に大切であるというのは、前から重ね重ね言ってきているところなのですが、その点について、まず、やっていただけるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○新型コロナウイルス対策室長

市民への情報につきましては、対策本部で決定したことについて、そして市民の皆様にお知らせをしておかないといけないことについては、ホームページ、SNS、時には全市民の方に知っていただかないといけないときには、全戸配付のチラシなど、そういうことでやってきております。そういう中では、対策本部で決定したことについては、今までもお知らせしてきておりますけれども、今おっしゃられますように、市民の方が対策本部でどういう内容の協議をしていたかということの状況も含めて知っていただく必要があるのではないかなというようにございまして、それは、私としてもそうかなというふうに思います。それで、そこについては、ちょっとやり方も含めて検討させていただきます。

○江口委員

国の会議のほうでも、会議の概要に関しては早急に公開することになっています。ぜひ市としても、早急にやっていただきたいと思うんです。というのが、やはりそこが見えないと安心できないんです。たしか先週の対策本部会議の中で、タイムラインの見直しを行うというのがあったかと思います。現状においては、4月3日のタイムラインについては、3日か2日でしたっけ、そのあたりでありましたよね。それについては、ネットの上で市民の方も検索できる形になっています。ツイッターの中で、4月3日か2日のタイムラインは守られていますかというのが問いかけであったんですよ。それについてのお返事としては、見直すこととなっていますが、その見直し後の分に関してはまだ公表されていませんと返事をさせていただいたんですが、現時点でこのタイムラインは、今はどうなっているのでしょうか。2日、3日の分をそのまま当てはめると、公共施設クローズの時期ですよ、今は。そう思うんですね。今は、タイムラインがない状況なのかどうか。それとも新しいものを昨日もやったかと思うのですが、決められているのかどうか、どうなっていますか。

○新型コロナウイルス対策室長

4月3日の対策本部で決めたタイムラインにつきましては、その当時で考えたときに、いわゆる拡大期と収束期という2つのフェーズに分けてのタイムラインを設定していたということでございます。まだこれについては、生きていますけれども、現状、拡大と収束だけでは、現状のコロナ対策には対応できないというような、ちょっともう現状が起きております。そういうことも含めて、拡大と収束の間に、もう一つちょっと作り込まないと、市の公共施設とかイベントのあり方とかいうところが、ちょっともう現状のタイムラインにはそぐわないというところにきておりますので、そういうことで、ちょっと見直しを早急にさせていただきたいということで、まだ見直しのタイムラインについてはできておりませんが、早急

に見直しをしていきたいということで対策本部で協議を行ったということでございます。

#### ○江口委員

わかりづらいんだけど、今、生きているという話でしたが、言われたように、4月3日のタイムラインだと福岡県内で複数の新型コロナウイルス感染者が発生した場合のタイムラインとしては、感染拡大期として、市内の感染状況の中で幾つかあるんですね。感染拡大期の3で、3週間の期間内で感染者が3名以上、または感染経路が不明な感染者が2人以上確認された段階に対する市内での主な対応としては、「一部公共施設等の利用制限を行います。また、公共施設等の閉鎖を検討します」です。感染拡大期の4では、クラスターが発生し、または感染拡大している段階とあります。そうすると、ここでは主な対応としては、「公共施設等を閉鎖します」とあるんですよ。生きているとすると、当然のことながら、3の3人以上または不明者が2以上確認された段階は、十分、感染拡大期の3以上であることは間違いない。クラスターを考えると、4だとするのかもしれないし、下手すると、7月で30人近くでしたかね、30人以上ということを見ると、急速に拡大している段階の不要不急の外出の自粛要請をしますというところに当たるかもしれないと思うわけです。ただ、この部分を見ると、現実には、このタイムラインを生きていると考えるのは厳しいのかな。だからこそ、検討するというお話だったかと思うんですが、これは私としては、もう見直すと言って、一旦これについては、申しわけないけど取りやめをする。早急に新しいものを立ち上げるという判断であったと思うんです。すると、新しいタイムラインというのは、いつできて、いつまでに市民の皆さん方にお示しをするのか、ここは本当に急がないと、皆様方、大変だと思うんです。片一方で職員の方々に関しては、きょうの新聞にも職場での飲み会厳禁ですよとかありましたよね。そういった部分もあったりするわけです。やっぱり、そのあたり、いつまでにこのタイムラインはつくられる形になりますか。

#### ○新型コロナウイルス対策室長

もう、おっしゃるとおりタイムラインというのが、もう4月3日の分というのがやっぱり、先ほど申しましたように現状にそぐわないというふうな認識を持っておりますので、早急につくってきたいということで考えております。ちょっと時期は、明確にお答えはできませんけれども、タイムラインというのを市として公表しているということを踏まえると、早急につくり直しをしていきたいというふうに思っております。

#### ○江口委員

これは本当、すぐにでもつくっていただかなくてはならないことだと思います。なおさら、これは、それこそ各指針になるところなので、早め早めに対応しないと。残念ながら、ここに関しては後手後手に回っていると指摘せざるを得ないと思っています。それについては十分な危機感を持ってやっていただきたいと思います。

あと、この新型コロナウイルス感染症への対応の中で、次亜塩素酸水の問題がございまして。行政アドバイザー会議で取り上げていただいたというお話がありましたが、その結果がどうなったのか、そして今現在、次亜塩素酸水については、どのような状況にあるのか、お聞かせください。たしか生成器自体も、たしか納入の契約に関しては、7月15日が契約の期間だったかと思っております。それがどうなっていて、現状どのような利用をしているのか等も含めて、ご案内いただけますか。

#### ○新型コロナウイルス対策室長

行政アドバイザー会議で、次亜塩素酸水の有効性と安全性とということについて、いろいろご助言をいただいております。助言の内容としては、次亜塩素酸水というのが、いわゆる物への除菌・消臭というのは、今までも効果があるということですし、また国のNITE、そういったところでの検証の結果も、そういう部分での効果はあるということでございます。ただそれについても、物にしても、ひたひたの状態にしないと効果がないかもしれないというような

ご意見もいただいております。あと、霧化器、ミストでの人体の分については、これは健康被害の懸念もあり、個人的には噴霧しないほうが良いと思うというようなご意見、それから、国の安全性も確立されていないという状況なので、賛同はしかねるというようなご意見もいただいております。そういうことで、次亜塩素酸水については、人体への除菌という形の使い方に対しては、ちょっと問題があるよというようなご意見をいただいたところでございます。もう一つは、生成器の設置の状況ですかね。生成器の設置については、7月15日に、市役所の1階のほうに設置を、今、しているという状況でございます。

○江口委員

アドバイザー会議では、今言われたように否定的な意見が主であったと考えています。ただその後で、それを受けての対策本部会議での対応としては、どのように決定されていますか。

○新型コロナウイルス対策室長

まだ今、対策本部で活用については検討している最中ということでございます。ただ、方向性としては、もうアドバイザー会議でもいただいておりますように、人体というものについての除菌というようなことについては、使用するという方向ではなくて、あくまでも物に対しての除菌・消臭ということでは、もともと次亜塩素酸水は有効性があるというようなものでございますので、そういったものを中心に、活用については整理をしていこうということで考えております。活用の仕方が整理できましたら、また議会のほうにもお知らせしたいと思っております。

○江口委員

噴霧については、以前の協働環境委員会の中で、有効性・安全性が確認されない限りは使わないというふうな形で返答があっていたと思っております。そして、行政アドバイザーのお話の中でも同様に、噴霧については否定的である。そうですね。そういうことを考え合わせると、噴霧についてはもうやらないという形に落ちつくかと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○新型コロナウイルス対策室長

噴霧についてでございますけれども、これについては人体への影響というようなところがあるので、国の関係機関については、いわゆる有人下での噴霧については推奨しないというような見解が出ております。したがって、本市としても今、検討中でございますけれども、無人下の中での物に対する除菌・消臭というところでの有効性を、市として判断して活用については考えていこうということで、今のところ作業を進めているところです。

○江口委員

びっくりするのですが、まだ無人下ではやりたい、やれる可能性を検討するというお話ですが、NITEの部分で、有効性について出ていますけれども、有効なのは、ひたひたになる程度、ひたひたにしてから、10秒か20秒でしたかね、置いてそれを拭き取る。そもそも、もともとごみとかを取った後でそうやってやるというのが、そういった場合に、コロナに関しても有効であるというのが、NITEの知見であったかと思えますし、経済産業省等々の発表でもあったかと思えます。そういったことを考えると、噴霧は、当然のことながら、それだけの濃度はありません。それだけ濃度でなされるわけではありませんから、当然のことながら有効ではないと考えるわけですが、そのあたりは、有効であるとお考えになっておられるのか、どうですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:02

再 開 16:09

委員会を再開いたします。

#### ○環境整備課長

私のほうから、現在、いわゆる公の機関等で発せられた情報について、ご説明しますが、質問者が言われますN I T Eの報告でございますが、6月26日にN I T Eのほうで最終報告をされた中で、その前日に有効委員会があった中で、その中の資料をお読みしますが、この次亜塩素酸水での不活化の有効というふうな数字は99.9%以上、かなりの確率の部分で有効と判断したと。その中で、つけ加えられた中で、なお今回報告した検証試験の実施条件において有効と判断されていないことをもって、直ちに新型コロナウイルスに対する不活化効果がないという意味にはならないということに留意が必要であるというふうなつけ加えがございます。あわせて、この試験結果の中には、塩素濃度の低い26ppmでの有効塩素をもってもウイルスの低減となった事例もございます。そういうふうなことも含めまして、有効というふうな判断ではないのですが、定義上ありませんが、一定の効果があるというふうな判断の中でさせていただいております。あわせて、それを踏まえた翌日、6月26日での経産省、厚労省、消費者庁の合同発表の中にも、次亜塩素酸水の有人空間での空間噴霧というふうなことでの注意書きの中に、消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を空間噴霧する場合、無人の時間帯に行うなど、人が吸引しないような注意が必要であるというふうな注意書きもでございます。ですから、決してこの無人下においての有効の判断や否定、禁止というふうなことを言われているというふうな判断、私どもは理解してないといえますか、そういう認識ではないというふうな判断が一つの基準でございます。

#### ○江口委員

N I T Eの最終報告に関しては、次のようにあります。次亜塩素酸水は以下のものを有効と判断しました。次亜塩素酸水、電解型、非電解型は有効塩素濃度35ppm以上、なお今回の検証結果を踏まえると次亜塩素酸水の利用に当たっては、以下の注意が必要であることが確認されました。1、汚れ、有機物、手垢、油脂等をあらかじめ除去すること。対象物に対して、十分な量を使用することとあります。またもう一つ、経産省とかが発表したポスターと言われるものなのですが、新型コロナウイルスに有効な消毒、除菌方法一覧としてN I T Eが実施した有効性評価の結果等を踏まえ、新型コロナウイルスに対して有効な消毒、除菌方法を紹介しますとあります。委員長、せっかくなので、この2つの資料を私のほうで持っておりますので、皆さん方に参考のために配付していただけないかと思うのですが、いかがですか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から提案がありました資料について、配付することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

休 憩 16:14

再 開 16:17

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

#### ○川上委員

6月の末に、専門家の方々からアドバイスを受けるということでした。どういったの方々から、どういうアドバイスを受けたか、お尋ねします。

#### ○新型コロナウイルス対策室長

アドバイザーにつきましては、飯塚市立病院管理者の武富氏、それから市内の開業医であります松浦医院の病院長の松浦氏、それから飯塚病院の感染症科部長の野野氏、それから保健所の保健監の川原氏、4人の方にアドバイスをいただいております。アドバイスの内容につきましては、これは議員さんのほうに、たしか送らせていただいておりますので、内容について

は、ちょっと省略させていただいておりましたけれども、全部読み上げますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:18

再 開 16:19

委員会を再開いたします。

○新型コロナウイルス対策室長

アドバイザー会議で主に助言いただいたこととしては、まず1点目が、インフルエンザなどの感染症と同時流行時の対応についてということでのテーマで助言をいただいております。その中で、皆様方の意見としてはインフルエンザワクチンの接種、そういったものをできるだけ早期というか10月ぐらいまでには接種を開始するべきではないかというようなこと。それからもう一つには、逆に今、手洗いとかマスク着用、コロナ、インフルエンザの感染防止のために、皆さん方がそういうことを励行しているので、インフルエンザのピークというもの、いつもより低いのではないかということもいただいております。それから、インフルエンザの検査とコロナの検査をどのような形でやるのかということでございます。これも医療機関の課題という形でございます。市のほうとしては、もしそういうものを、例えば同時に実施するときには、どういうふうな支援があるのかというようなことの課題をいただいたということです。そういうことも含めて、これも医療機関の問題になりますでしょうけれど、事前の流れ、地域全体の体制モデル、そういったものを構築していく必要があるのではないかということのご意見をいただいております。それから今、若い方、20代、30代の方がコロナに感染するということがございますので、インフルエンザワクチンの接種を若い人にも推奨するべきではないかということでございます。

それから、風水害などの防災上留意すべき点ということでございますが、これについては、災害が起こる前の準備として、医師会と連携して、避難所ごとに例えば特定のドクターの関与付けを行い、避難所で何か医療的な課題が発生したときには、その先生と連絡を取り合って問題解決に当たるとか、そういうことを考えてはどうかというような意見をいただいております。それから、密を避けるためのゾーニングというのは、個人個人ではなくて、ここは家族単位でゾーニングをして、段ボール等での仕切り、そういったものをやればいいのかないかなということでございます。そういうふうに医療との連携とか避難所での3密の回避、そういったものについての助言をいただいております。

それから、市民にコロナウイルスとの上手な付き合い方というか、対応の仕方ということで、市民にお願いすることということで、今、発熱外来がございますけれども、そういうものを有効に利用してほしいというようなこと。それから、いわゆるその発熱外来をつくるスペースが難しい診療所が多いので、時間を分けるとか、そういう方法ができるのかなというようなこと。それからちょっと懸念することとしては、今、きょうの委員会の中でもありましたけれども、感染症をおそれるがために病院に通うことを控えるということで、そのことで、いわゆる子どもの時期の定期接種のワクチンのスケジュールがずれたりしていくと非常に課題があるので、そういったものについては、行政としても対応していくべきではないかなというようなこと。それから医療機関それから福祉事業所をお願いすることということで、施設でクラスターが発生したときに、この地域の医療体制というのがかなり逼迫するということもありますので、そういったものに対しての、やはり施設側の日ごろからの予防に対する知識、そういったものを身につけていく必要があるのではないかなというようなところについても、ご助言をいただいております。

あとは医療従事者や介護従事者の希望者を、保険関係なしにPCR検査ができる体制とか、そういうものがあるといいのではないかなというようなご意見もいただいております。それから、

小売店や飲食関係事業者にお願いするということでございますけれども、ここは先ほども質問がありましたけれども、客を把握することが重要ということで、接触者アプリCOCOAを活用するということが大事ではないかというようなこと。それから、これは行政というよりも、商工団体のほうが一定、その感染のためにお店あたりが対策をとっているところについては、一定の印、ステッカーを貼るとか、そういったものをする必要があるのではないかなというような話が出ております。

それから感染症防止、これは職員への衛生管理ということでのアドバイスとしては、換気については十分にやるということ。ただ換気扇があるところであれば、そういう1時間に2回換気するということはないですよというふうなこと。それから、感染症を持ち込まない、広げない、持ち出さないというのが基本原則なので、こういうことをちゃんと守っていく必要がありますよというようなこと。それから、幼稚園や小学校、中学校に関しては、可能な限り対策を行っているときの対応や発生したときの対応など、それから保護者に向けた明確な指針、ゼロリスクというのはもう厳しいということがわかっているので、協力してもらうことの大切さなども、あらかじめ情報をシェアすることが非常に重要ではないかということ。それから同じように、発生したときの有事のために、保健所と一緒に検討する体制、そういったものをつくっていく必要があるのではないかということでございます。

それから次亜塩素酸水については、先ほども紹介したので、省略させていただきます。それから、あとは各部署からの課題の対応ということでございますので、中身については省略します。以上でございます。

○川上委員

きょう、市長は県知事への要望書、ないし申し入れをされたんですかね。

○新型コロナウイルス対策室長

申し出というか、県知事とか市長会の正副会長で協議をして、今後の対応について、ちょっと詳細まで把握していませんけれど、そういう協議をするということは聞いております。

○川上委員

片峯市長が、自分の頭の中だけのことを知事にしゃべるわけがないので、あなた方が市長に、こういった点がポイントですというのを説明するか渡したかしたと思うんですけど、主な点はこういった点ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:29

再 開 16:32

委員会を再開いたします。

○新型コロナウイルス対策室長

県知事との要望の話につきましては、市長との話の中では2点ございまして、1点目がコロナの関係で、これも先ほどから話が出ています医療機関が、かなり経営的に厳しいということでございますので、そういった医療機関に対して、県のほうからの支援についての要望と、もう一つはPCR検査の充実をというような、そういうような話ということで伺っております。

○川上委員

いずれにしても、2つとも極めて重要なテーマと思います。そこで、全体として本市が世界的、全国的というのがありますけれど、飯塚における、孤立して存在しているわけでありませぬけれども、危機の捉え方なんですけれど、先ほど直近の認識だと思いますけど、部長が言われたのは、このままでは厳しい状況という表現をされました。6月28日だったか、専門家アドバイザーから話を聞いたのは。そのときは、ゼロリスクは無理というような認識だったのね。だから、このゼロリスクは無理というような程度の認識の中で、7月に30人という、一日

10人というようなことがあっているのです、実はその程度の話をしている間に感染は急速に広がりつつあったと。その勢いを増していたというふうに見るべきだろうと思うんですよ。こうした中で、お盆、それから夏休みを迎えるということで、中国地方5県の知事が、うちの県内に帰省するのはちょっと考えてくださいとか、それから沖縄県知事も、GOTOトラブルは困りますというようなこと、GOTOトラベルか、困りますというようなことなだけけれど、飯塚市として、一気に30人まできた段階、陸上自衛隊とか、小学校とか、障がい者施設とかね、下手をすれば、クラスター発生になるような局面が本市でもあっているわけですよ。大型小売店舗とかね。それで、このお盆休み、帰省についてとか、夏休みの行動等について、危機感をどのように持っておるのか、また持っていないのか、どういう議論しているんですか、対策本部では。

○新型コロナウイルス対策室長

お盆の規制とか、そういう個別的な議論はやっておりませんが、もちろん感染拡大防止というのは、保健所を持ってない市町村においても実施すべき、考えていくべき行動でございますので、そういう感染拡大を防ぐための対応ということで、先日も職員の行動、それからイベントとか会議とかのあり方、そういったことについても協議をいたしておりますし、市民に対する啓発として、防災行政無線を活用して啓発をする、そういったようなことについても、対策本部の中で協議をしながらやっているということでございまして、危機感を持っていないということではございません。

○川上委員

危機感はあるでしょう。だからきょう、今言われたように申し入れをするだけけれど、この目の前にある、迫っているお盆の帰省と夏休みについて、やるべきことが飯塚市長としてあるでしょうと思うだけけれど。教育委員会が今後気をつけますよねみたくらいで、記者会見したんですかね、大体。市長ないし教育長は、したんですかね。

○新型コロナウイルス対策室長

記者会見はやっておりません。

○川上委員

そういうのを危機感がないというふうに言われても仕方がないことなのではないですかね。だから、目の前に迫っているのは今言ったことなのではないのですか。お盆の帰省から夏休み、これをまず乗り切らなければ、どこでも全国的にもそうだけど、安倍首相はずっと夏休みかな、出てこないけど。4連休は気をつけてくださいとか言っているじゃないですか。片峯市長が、きょう県知事にこういうことも含めて要請しているのであれば、今の本市の状態について、市民に直接訴えて、定例というのもありますけど、きちんと記者会見して、市民に呼びかけるという責任のとり方が今求められていると思う。特に、先ほどちょっと言いましたけれど、29日に市立病院管理運営協議会の中で、飯塚市立病院に感染症対策のシステムをつくるという構想を紹介されましたよね。これも人的、財源的な検討とか、それから感染症が収まった段階で、その施設をどうするんですかみたいなことを言っていたけれど、収まったときに考えればいいわけで、だからスピード感を持ったことが要求される、そういう危機感を持つ必要があるのではないかなと思うんですね。

それで2つ目は、市議会議員には、議会事務局経由で、対策本部、行政側が提供した情報がそのまま来るんですよ。それで県の正式発表の前のもので、SNS発信などをお控えくださいとか来るわけですよ。控えるかどうかは、私は議員が考えたらいいと思うだけけれど、行政の側からは、市長部局のほうから議会に対して情報提供するときに、SNS発信はするなよということを書いて、議会に情報提供をしているんですか。

○新型コロナウイルス対策室長

まだ、正式発表前ということでございますので、そういうことでの条件を付けた形で情報を

提供しております。

○川上委員

SNS発信は差し控えるようにと。口頭、その他であれば良いという意味なんですか。

○新型コロナウイルス対策室長

なぜそういう情報を議員の皆様方に流すのかという目的のお尋ねなのかなと思います。私どもとしては、議員の皆様につきましては、多くの市民の方からいろんな形で聞かれたり、ある意味での相談窓口みたいな役割を担っていただいております。特に今回、コロナの関係に関しては非常に誤った情報、デマの情報とかというのが正式報道の前にも流れたりすることもございます。そういう中でいけば、議員の皆様におかれましては、私どもが流した情報をもとに、できるだけ市民の方には正しい情報をお伝えいただければということも含めて渡しているということです。ただし、まだ正式に公表されていない情報でございますので、積極的に発信ということについては、お控えいただきたいというふうには思っております。

○川上委員

まあ、わかりました。論争しても、ここでは仕方がないと思う。

それで7月16日に、児玉龍彦東京大学先端科学技術研究センター名誉教授が、参議院予算委員会で、参考人として発言をして、エピセンターの問題とか、どう対応すべきかと。今までのPCR検査の考え方ではだめだというようなことをおっしゃったと思います。その件については、私は7月21日の本会議で議案質疑の際にも紹介しましたが、これを何か従来型とは違う感染症対策として打ち出したのが世田谷区でしょう。で言ってますよね、言い方としては、いつでも誰でも繰り返すと。これは今までと発想の違う、今、ニューヨークも闘ってますけれど、ニューヨークだとかそうしたところで試され済みのことだろうと思うんですけど、それで、お聞きしたいのは、エピセンター化しかねない無症状者や軽症者が、何と言うかな、集まるような場所については、エピセンター化している新宿とか、その他の一連の特別区対応は当たり前だけれど、化しかねないところについては、本市として事前に対応する必要があるのではないかということについては、想定される地域の住民の皆さん、それから、そこで働いている人、働く人たちについて、今言った、いつでも誰でも、熱が出ても出ていなくてもという意味ですよ。誰でも定期的に繰り返すということ、一度やるという考え方がいるのではないかと思うんですよ。それは地域を何ていうか、そういう地域ですよとか、そういう意味ではなくて、全国的な経験、教訓の中から、それをすれば安心ですから、という意味合いなんだけれど、そういったことを対策本部会議では検討したことがないですか。

○新型コロナウイルス対策室長

エピセンターに対する、飯塚市でどう考えるかというようなことまでの対策本部での協議はいたしておりません。ただエピセンターが発生したときに、これは意見は今、一般論として2つ分かれています。いわゆる通常の3密回避とか、マスク、咳エチケット、そういうものをさらに徹底することによって、エピセンターを防いでいこうという考えと、もう一つはPCR検査を徹底的にやるという2通りの考え方があるかと思えます。PCR検査については、飯塚市の対策本部の中においても、やっぱり重要だという認識を持っておりますので、PCR検査ができる場所とかもふやす必要もないかとかいう協議もいたしてありますし、今後もそういったことについては、医師会、そういったところとの関係機関とも協議していくというような話はいたしておりますけれども、具体的にエピセンターという単語を使っての協議はいたしておりません。

○川上委員

ぜひ検討してもらいたいなと思います。飯塚市内でエピセンター化しやすい一番は市役所でしょう。恐らく1階が、そういうリスクが高いのではないかと思います。これをどうするのかという問題があるんだけど、それをよく検討してもらいたいんですよ。

それから、2つ目は情報の問題です。それで、どの地域で感染者が確認されたのかというのは、人権との関係、中傷との戦いと岩手の知事は、そのために自分は鬼になりますというようなことも言われているぐらいなだけけれど、そのことと感染防止を正確にやるために適切に情報を市民に提供するという責任は、行政にあると思います。何が起こるかわからないので、情報をできるだけ出さないと。議員にはやっているけれども、人に言うなよと。そうしたことを言わないような管理の仕方ではなくて、絶対間違いのない正しい情報を、先ほど言ったようなことも考慮しながら提供していくと。何か福岡県が数え間違いしていて、飯塚の感染者が1人ふえていましたね。そういう地域的に確認していく覚悟をしておかないと対応策がとれにくくなるんじゃないかと思うけど。議員への情報提供とは違う、市民への情報提供についてなんですけれど、どうお考えですか。

#### ○新型コロナウイルス対策室長

新型コロナウイルス感染者の情報については、基本、福岡県が発表するという情報を私どもがいただいて、その情報をSNS、それからホームページで市民の方にお伝えしているということでございます。そういうことでの情報提供を行っております。

#### ○川上委員

これから、場合によって感染爆発が益明けに生じるかもしれないわけですよ。それに対応して、今から言うんですけれど、それを未然に防ぐということで、先ほどエピセンター、感染震源地のことを申し上げましたけれど、濃厚接触が避けがたい職場、もう言うまでもないところですけど、そこで働いている人たち、場合によって、その施設を利用している方々については、先ほど言った誰でも、いつでも、繰り返しと周期性を持って、どれぐらいですか、私、月、水、金ぐらいどうですかというふうに思うんです、私は。そういうふうなことを児玉先生の発言や、世田谷区長の考え方からすると学ぶべきではないかと思うけど、その辺について研究はどうですかね。児玉さんの発言から、もう1カ月以上たったわけでしょう。1カ月はまだたっていないか。20日ぐらいたったわけですけど、スピード感としては期待したいところだけど、どんなふうですか。

#### ○新型コロナウイルス対策室長

PCR検査の体制の強化というのが、これはもう誰しもう必要だという認識は持っていると思います。現実的に今、福岡県が1日にPCR検査機を使って陽性、陰性の判断、判定をする機械が、大学とか医療機関とか行政の感染症センター、そういったところまで含めても、1日に大体2300程度ぐらいの件数しかできないというような状況で、今質問委員が言われるようなことというのは、確かにニューヨークとかでもやってありますので、そういうのは確かに有効性はあるんだろうということではありますけれども、現実的に今のところPCR検査機が整備がまだ遅れてるということでございますので、そういった整備ができるというような中では、そういうことも市としては考えていくことになろうかと思いますが、今の現状としてはなかなか厳しいというようなことでございます。

#### ○川上委員

だから、きょう市長が、先ほど言われた2点だけではないと思うけれど、PCR検査体制の充実について県には言いますと。同時に、市独自でも、やっぱり頑張っていくぐらいの覚悟がいるんじゃないかということで、6月議会で人口、それから医療機関が120あることを考えれば、せめて60ぐらいは季節性インフルエンザとの複合危機がくる前に、体制をとったかどうかということですよ。私も素人ですから60でいいかは、よくわかんないけど、せめて、と思ったわけですよ。2千万円かかるとすれば、12億円で済むなど。だから、それ全部を市が出すかどうかは別だけれど、それぐらいの覚悟で仕事していかないと、命と健康を守られないのではないかなということだったんですよ。それで、世田谷区の経験からいうと、新しい検査機器もできているようですね。それで、何か5人分まとめて試験管に入れるらしいですよ。5人

分。びっくりしました。そして感染率、陽性率があのくらいですから、試験管を全部ばつと陽性ですということはないから、出てきた陽性の5人分について、その5人を特定して、もう一回するそうですね。そうすると、500掛ける500ぐらいで2500人ぐらいできますよみたいな感じのことを区長が言っていました。そういったことも、その気になって考えれば、それが全ていいというわけではないんだけど、できるわけですよ。専門家会議の、先ほど名前の挙がった4人は、こうしたことをお知りになっていたのではないですかね。だから、本気でスキャンをして、陽性だという方については、これから重要と思うけど、先ほど出ました。隔離をして、保護して、そして治療に専念してもらおうと。そのために8人くらいいると言われたけど大変ですよ。だけど市としては、県と相談しながら、お金はまず用意するというくらいの覚悟はあったらどうかというふうに思います。それで、どうしても自宅待機、自宅待機ですよ、療養ではないですよ。自宅待機という場合は、先ほど鯉川委員が質問されましたけど、万全の構えでしないといけないし、もう自宅待機とかはあり得ないということで考えていく必要があると思うけど。こうしたことについて、私は、今4点言ったけれど、対策本部では大きな波が来ようとしてるやつについて、効果的な対策を打つという覚悟の仕方というのは、できているのでしょうかね。きょう何人、きょう何人、どう発表しようかみたいなことに追われていて、大局的な戦いができない、目の前の夏休み対策、お盆対策、いつまでたっても記者会見もしないというようなことでは人々が連帯して一致団結してというスローガンでしょう。このところ、どう考えておられるか、副市長、ちょっと気持ちを聞かせください。

○新型コロナウイルス対策室長

もう質問委員が言われるように、私どもも危機感を持って、ただ対症療法的なやり方ではなくて、いわゆる先を見て仕事をやっていきたいというふうに思っております。

○川上委員

もう皆さんもそういう意味では、我々もそうですけど、この問題については命がけでお互い仕事もしていると思うんだけど、力の入れどころを、3月の段階の力の入れ方と今の局面は全然違うと思うんですよ。そのように対応していってほしいと思います。

最後から2番目ですけど、臨時議会で市民に頑張ってくださいという思いもこもっていると思うけど、どうかと思うようなものを含めて配付するようになっているじゃないですか。これちょっと再検討したらどうかと、まとめてということもあるでしょうけれど、個別に再検討したらどうかというようなことを申し上げました。市民の負担とりわけ感染のリスクですよ。これを避けるようなことが当然できると思うんですよ。ゴミ袋も現物で配ったほうがいいのか、半額にしたほうがよいのか、半額にするというのは配るとあまり変わりませんからね。それ以上の効果があるでしょう。中には券を配ったらどうかとか言っている方もおりましたけれど、ちょっとそういう再検討は予算の執行の段階で、急いで検討できることと思うけど、何か検討されていますか、今。

○新型コロナウイルス対策室長

まちづくり協議会とか自治会にお願いして配付するという中で、理由等も当初検討してきたときと比べて、今ちょっとかなり状況も変わってきております。そういう中で、配付する人の感染防止対策というようなことが必要だよというようなところも含めて、今、内部で協議をいたしております。

○川上委員

究極の提案は、お金配ったらどうですか、支給してはどうですかという方もおりました。1万円ではないですよ、そのときは。3万円とか5万円とか、もう少し塊のある、応援になるようなものです。

それから、いよいよ最後ですけど、次亜塩素酸水について、この後に及んで、担当課長が、効能について、全くないわけでありませぬ。調べ方によっては、まだ効能が大きいかもしれま

せんというように聞こえるような答弁だったので、どういうことかなと。N I T Eの見解とも――。

○委員長

すみません。先ほどの江口委員の資料が、サイドブックに配信されていますので、それも参考に。そのまま、よろしいですよ。

○川上委員

それで、手元に資料があるけれど、N I T Eもそういうことを言ってないし、それから、厚生労働省と経済産業省と消費者庁が大急ぎでチラシをつくって、これはポスターになったのか、やっているけれど、こういうのをまともに受けとめようとするれば、ちょっとあり得ない答弁ではないかなと思ったんですけれど、何か言うことがありますか。

○新型コロナウイルス対策室長

当初言いましたように、今、内部でもそういった国の考え方、N I T Eの考え方、それから製造メーカーの考え方、そういったものを含めて今、検討しております。そういうものを整理した上で、また議会のほうに出させていただきたいと思います。今、検討段階、検討途中ということでございますので、ちゃんと整理した上で、議会のほうには説明させていただきたいと思っております。

○川上委員

ということは、協働環境委員会、議会というのはこのことでしょうかね。ここにきちんと報告するまでは噴霧とかはしませんという、そういうことを言われたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:03

再 開 17:04

委員会を再開いたします。

○新型コロナウイルス対策室長

大変申しわけございません。先ほどの答弁を訂正させていただきます。次亜塩素酸水の活用については今、対策本部で最終的に活用の方向性を協議いたしております。その結果が出ましたら、議会のほうに報告をさせていただきます。

○川上委員

ひたひたということでの活用なら、715万円もかけるかということはありませんけれども、人体への安全との関係はあるけど、先ほど言った2省1庁のポスター、チラシは、こう書いてあるじゃないですか。次亜塩素酸水を使って、片仮名で、モノのウイルス対策をする場合の注意事項と書いてあるんですよ。モノのと。そして、その中で、飯塚市教育委員会みたいなのところがあることを知っているから、何て書いているんですか。空中噴霧はいけませんよと書いているじゃないですか。空中噴霧にした場合、何の効果があるんですか。何の効果もないわけよね。涼しくなるぐらいでしょう。かえって害になるわけでしょう。コロナでもやっつけようかと思うぐらいの濃度にしたら、それこそ危険でしょう。では、子どもがいないときに噴霧しますかと。非常に危険な濃度のものを噴霧することになるでしょう。事故が起こる危険性だっているじゃないですか。それほど危険をおかさなければならぬような状況が、アルコールが今、消毒液が流通している中で、そこまで頑張らなければならない理由は何もないのではないかな。

それで実は、副市長に申し上げておきたいと思うんですけど、鎮西小中一貫校、立派なものが建ってしまったんですけど、機密性がばっちりですよ。したがって結露が生じます。それで、去年から鎮西小中一貫校の児童クラブは、たびたび結露とカビに悩まされてきているわけですよ。ことし7月8日に、交流センターの床に水がたまっているから、ぼっと見上げたら雨漏りがしていると思った。でもそれは、結露の水滴が落ちて、たまっていたということらしいんで

すけれど、今、ドライをかけて、じゃんじゃん冷やしているでしょう。じゃんじゃんドライをかけているでしょう、児童クラブのほうは。そしたら、こっちは冷えているから、鎮西交流センターのトイレのほうは、また結露が生じる。カビも生えて、どこから生えてくるのか、どうやってやっつけていいか、天井裏は大丈夫かというときに、こんなミストを、昼は当然許されないけれど、夜でもミスト噴霧したら、だから子どもたちのマイコプラズマ肺炎とかのリスクも生じてきかねないような局面もあるかもしれない。だから、次亜塩素酸水の危険性のことから派生して、ほかのリスクも出てくるかもしれないので、よっぽど研究して、やめてもらいたい。噴霧については、今、これについての始末については、また後日きちんとすればいいじゃないですか。中国のどこでつくったかわからないようなミスト発生器でしょう。きょうは報告に対する質問だから、また折を見て、中国のどこでつくったか、何という会社なのか、そうしたことをまた改めて聞きます。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料を提出いただきました。今、川上委員も言われたように、あくまで、このN I T Eについては、次亜塩素酸水については、拭き掃除に使うことに関してはオーケー。あとは流水でかけ流すことについてもオーケーであります。使い方については、このように使ってくれと、このように使うべきだというふうな形で出されています。そして、経産省の資料のほうですね。一番上に「新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（一覧）」と書いてある資料のほうをごらんください。こちらのほうでも、資料の「石けん・ハンドソープによる手洗い」と書いてある右側に手指等への影響、空間噴霧の有効性、安全性は評価していませんとあります。N I T Eがやったのは、あくまでも物の消毒について、有効かどうかですよね。ということで、物品に対して、一番下にあるように拭き掃除に使うとき、そしてまた流水でかけ流すときについては、このような条件の中、拭き掃除に使うときは有効塩素濃度80ppm以上のもの、使い方としては、汚れをあらかじめ落としておいて、十分な量の次亜塩素酸水で消毒したいものをヒタヒタに濡らし吹き取る。流水のかけ流しについても、使用方法については書いてあります。同じように、もう一つの資料のほうでも、使い方については書いてあります。国の機関で、次亜塩素酸水の使用について、有効性、安全性に関して評価しているのは、このN I T Eのこの一連の部分だけだと思うわけですが、それに間違いがないですよ。

○環境整備課長

私どもの情報においても、国の機関等においては、このN I T Eでの情報だけでございます。

○江口委員

その中で、市としてこれを使うにしてみたら、この物の消毒について書かれてあるN I T Eの報告並びに2省1庁のポスターに載っているような使い方をするのは、まだいいかと思うのですが、片一方で、行政アドバイザーからも推奨されていないものについて、やるべきではないと考えます。改めてお聞きしますが、ちょっとこの行政アドバイザーから、どのようにこの次亜塩素酸水について提言がされているのか。こちらから資料が出せばいいんですけど、これについては行政側の資料ですので、お答えいただけますか。

○新型コロナウイルス対策室長

アドバイザー会議の中での意見、どういう助言をいただいたかということでよかったですよね。まず、空間除菌は意味がない。空間中のウイルスを除去しても学校という環境で実際にウイルスを持ち込むのは人である。人が入るときに感染が起きるかが一番の問題となる。2番目が、次亜塩素酸水をドアノブやトイレのドアなど共用部分で使うことはよいと思うが、噴霧するという使い方は、国もよいと言っていない。有効であれば、全国の医療機関で使われている。現在、医療機関で使用されておらず、国の安全性も確立されていない状況なので賛同しかねる。

次亜塩素酸水は野菜を洗うということが認められており、それ以外に認可がなかったものを今、検証している。拭き掃除に使う場合は、汚れをあらかじめ拭いた上に、ひたひたにした状況で、さらにふき取るほどの量を使わないと効果がないという検証結果が出ている。地面を消毒する場合は、汚れを1回全部掃除し、その後に液でひたひたにすれば多少は効果があるかもしれないということで、ほとんど効果が期待できないと思う。そもそも大前提として、原則、床の消毒は感染対策として大きな意味をなさない。噴霧に関しても、十分浸してやっとなら効果があるようなものをミストで噴霧して効果があるか疑問であり、今後も効果があるというデータは出てこないであろう。健康被害の懸念もあり、個人的には噴霧しないほうが良いと思う。今回、アルコールが手に入らないことから議論となっている界面活性材が入っているもので、ウイルスは十分に不活化する。固形石けんで十分である。アルコールや固形石けんを学校に配ることで十分であり、さらに感染対策を検討するのであれば、ペーパータオルを各学校に配ったほうがよい。というような7つの意見をいただいております。

#### ○江口委員

この行政アドバイザーのご意見からすると、噴霧をするという結論には至らないと、私は読みます。先ほど対策本部会議で考えたいというお話がございましたが、当然のことながら、このようなご意見がある中で、私自身では万が一にも噴霧として使うことはないと思うのですが、もし万が一、万万が一使うような場合になるとすると、改めて行政アドバイザーの方々に、皆さん方から言われたけれど、私どもはこれこれこういう知見をもって、安全性と有効性を十分に確認したので使わせていただきたい。それについて、オーケーをいただきたいという申し出があって、それを通過して初めて、私ども議会のほうへ持って来ていただき、そして学校現場であったり、そういったところにもご説明の上で使用されるべきと思いますが、万万が一使う場合についても、そのような形でやっていただくという理解でよろしいですか。

#### ○新型コロナウイルス対策室長

行政アドバイザー会議のそもそもの役割ということでございますけれども、アドバイザー会議については、あくまでも市の執行する物事に対する承認というような権限を持っていただいているわけではございませんで、あくまでも市がやることに対して、助言、アドバイスをいただくという、そういう機能でございますので、今、質問委員が言われますような形で、再度アドバイザー会議にかけて承認をいただいた上で、議会とか委員会に提案というようなことは考えておりません。市としては、こういう提案をいただいておりますので、最終的に市のほうが、この次亜塩素酸水の活用方法を決めましたら、それは改めて個別になるかどうかというのは、ちょっとまだわかりませんが、報告はさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○江口委員

承認をもらうかどうか別にして、私どもはこれこれこのように考えるというものを、お出した上でご意見をいただくことが必要だと思うんです。今は、行政アドバイザーとしては、この噴霧については、やるべきではないという、意見の中では個人的には使用しないほうが良いと思うということもありますし、片一方でほとんど効果が期待できなかつたりとか、そもそも固形石けんで十分であるとかいう、いろんなご意見があります。そういうことを考え合わせると、当然のことながらご意見をいただく方々に対して、改めて、それでもやっぱりやるというのであれば、私どもはこう考える。改めてご意見をいただきたい。その上で、いやいや行政アドバイザーはこう考えておられるけれど、私どもの主張のほうが理にかなっているという自信が本当にあるのであれば、それは、やれることもあるかもしれませんが、もしそうであっても、もしそういう場合であっても、きちんとご意見を、先ほど言った承認をいただくのではないにしても、ご意見をいただくことはすべきであると思いますが、その点は、いかがですか。

#### ○新型コロナウイルス対策室長

いずれにしても、この件に関しては1回アドバイザー会議のご意見を伺っております。最初

から申し上げますとおり、国の考え方、それからN I T Eの検証の結果、それから製造された企業さんの今までの実績とか、そういうものを総合的に判断して、市としての方針を考えていきたいというふうに思っております。ただ今の段階までは、検討している段階でございますので、そういうことで、きょうの段階はまだそういう検討段階だということで、ご了承ください。

○江口委員

ちょっと、今の発言があまりきちんと入らなかったんですけど、総合的に検討して、もう一度、行政アドバイザーに、使う場合はご意見をいただくということのお返事だったんでしょうか。今の分は、どうだったんでしょう。

○新型コロナウイルス対策室長

この件に関して、再度改めてアドバイザー会議にご意見を伺うということは、今の段階では考えておりません。1度、もう伺っておりますので、そういう考えは今のところございません。

○江口委員

そうなんです、失礼な話ではないかと思えます、私は。それを当然のことながらお聞きして、私どもは、皆さん方がこうあったんだけど、これこれこういうふうな知見が新しく出てきたりとか、そういった部分が確認できたので、こうしたいと思う。これが本当に安全だろうか、有効性があるのだろうかというのをお聞きするための行政アドバイザーであったはずですよ。また、学校の安全性とかを考えるには、例えば学校医さんもおられますし、学校の薬剤師さんもおられるでしょう。そういった方々にも十分な説明をした上で、説明というか、ご意見を伺った上で、やるべきであると思えます。そもそも、このN I T Eの結果、経産省等々の発表を見ると、私はもう噴霧については本当にやるべきではないという結論が出る、出て当たり前だと思っているんです。ぎりぎり生成器に関しては、また、これから先、何があるかわからないので何とか使う状況が出てくるかもしれない。使いにくいですよ、実際には。ひたひたにして、時間をおいてとかでやらなくちゃいけない、使いにくいんだけど、それはやっぱり残しておくのはありかもしれませんけれど、噴霧に関しては、この状況の中では、もうこれは無理と判断をして、ある意味、言われたこと、予定していたことと全く違ったので、ぜひ返品させていただきたいということをメーカーさんと交渉していただいてはどうかと思っています。ぜひその点について、改めてしっかりと内部で検討していただきたいと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。